論　説

被疑者刑事弁護に関する一試論(3)

― 弁護人の援助を受ける権利の視点からの理論・制度の検討 ―

岡　田　悦　典

目　　次

序　問題の所在
第１章　被疑者刑事弁護の理論的検討（以上、11巻１号）
第２章　イギリスにおける刑事法律扶助制度・24時間当番弁護士制度の考察
（以上、11巻２号）
第３章　イギリスおよびアメリカ合衆国におけるパブリック・ディフェンダー制度の考察―被疑者刑事弁護制度と関連して―
第１節　パブリック・ディフェンダー制度の淵源と実践地域
第２節　イギリスにおけるパブリック・ディフェンダー制度の議論の展開
１　パブリック・ディフェンダー法案をめぐる議論
(1)　1919年パブリック・ディフェンダー制度法案
(2)　1928年パブリック・ディフェンダー制度法案
２　スコットランドにおけるパブリック・ディフェンダー制度をめぐる議論
(1)　スコットランドにおけるパブリック・ディフェンダー制度の提案
(2)　スコットランド・リーガル・サービスに関する王立委員会の提案
３　最近のイングランド・ウェールズにおけるパブリック・ディフェンダー制度の提案
(1)　ジャスティスの提案
(2)　ジャスティス提案後の最近の動向
第３節　アメリカ合衆国におけるパブリック・ディフェンダー制度
１　アメリカ合衆国におけるパブリック・ディフェンダー制度の概要
(1)　パブリック・ディフェンダー制度の誕生
(2)　パブリック・ディフェンダー制度の発展

(3)　パブリック・ディフェンダー制度の概観
2　パブリック・ディフェンダー制度論の検討
(1)　20世紀初期のパブリック・ディフェンダー制度論
(2)　パブリック・ディフェンダー制度批判論
(3)　実証的研究によるパブリック・ディフェンダー制度論争
(4)　パブリック・ディフェンダー制度の課題―財政不足問題―（以上、本号）
3　現代パブリック・ディフェンダー制度の動向
第４節　パブリック・ディフェンダー制度からの示唆とその現代的意義
第４章　被疑者刑事弁護制度論の課題と展望
結　語

第３章　イギリスおよびアメリカ合衆国におけるパブリック・ディフェンダー制度の考察―被疑者刑事弁護制度と関連して―

第１節　パブリック・ディフェンダー制度の淵源と実践地域

パブリック・ディフェンダー制度（Public Defender System、以下パブリック・ディフェンダーをＰＤと略す）とは、刑事弁護専門の弁護人を国家（政府）が有給によって雇い、その弁護人が主に貧困者の刑事弁護に従事するという形態をとる制度である。この点が、事件毎に弁護人が選任されるわが国の国選弁護制度と基本的に異なる点である。イギリス当番弁護士制度では、個人的に活動する弁護士が当番で待機する場合には、弁護士は専門的に常時、刑事弁護のために活動することにはならない。ただし当番弁護士が、待機している間に個人業務を犠牲にして、限定的に公的弁護に従事する。したがってそこには、ＰＤ制度的発想が現れている。イギリス当番弁護士制度は、事件毎に弁護人が選任される国選弁護制度とＰＤ制度の中間形態である。

ＰＤ制度の思想は、古くから存在すると言われている。遡れば、古代ローマ

時代に、ＰＤに似た機関が存在したと主張される(1)。また、15世紀のスペインで、ＰＤに似た機関が設立されたという(2)。しかし、これらの具体的な制度像は明らかでない。アメリカ合衆国では、18世紀末にＰＤ制度が議論されたという。憲法会議の起草作業において、ベンジャミン・オースチンが「我々は国家のために働く検察官 (Attorney General) を設置したのであるから、刑事訴追されるすべての者のために弁護官 (Advocate General) (固定給の) を立法すべきことを提案する。その仕事は、国の検察官によって訴追された者すべてを弁護するために出廷することである」と提案していた(3)。ＰＤ制度の思想は、検察官制度が存在するのと同じ思考により、「公弁護官制度」のような構想として古くから存在していたのであろう。

ＰＤ制度は、刑事手続において当事者主義訴訟を要請する英米法系諸国で、主に実践されていると言える。まず、アメリカ合衆国では、ＰＤ制度は各州・郡の一般的な刑事弁護制度の形態となっている。またオーストラリアとカナダでも、ＰＤ制度が実践されている(4)。イギリスでは、アメリカ合衆国のようなＰＤ制度は実践されなかった。しかしイングランド・ウェールズや、大陸法系ではあるが当事者主義が要請されているスコットランドの法域において、ＰＤ制度の導入が積極的に議論されている(5)。

これら以外で、ＰＤ制度が実践されているという確かな情報は存在しない。ただし19世紀のドイツで、ＰＤ制度と同じような発想の刑事弁護制度が議論された。すなわちドイツではマイヤーとオルトロフが、公的な弁護機関を創設する見解を主張した。この見解は、イタリアでもカッラーラによって主張されたという(6)。ここでは、検事総長を頂点とする検察官制度の創設が提案されるとともに、州裁判所長官に匹敵する弁護総長 (Obenanwalt) を頂点とする公的弁護人の制度が構想された(7)。しかし、大陸法系諸国ではＰＤ制度のような刑事弁護専門の機関が創設されることはなく、必要的弁護制度が発展した(8)。そして、例えばドイツでは、強制的に一定の事件には必ず弁護人を付けるとしたうえで、貧困者に対する援助として国選弁護制度が設けられている(9)。なお、

ＰＤと類似した言葉を使う制度は存在する。例えば、デンマークでは、ＰＤに相応した言葉の刑事弁護制度が存在する。しかし実際に運営されている制度は、事件毎に個人的に弁護活動を行っている弁護人が選任される国選弁護制度の一類型である(10)。

マイヤーとオルトロフの構想は、スイスで公的弁護人制度 (der öffentliche Verteidiger) として、一部、実現されているという。しかしこの公的弁護人制度は、検察官制度に対抗するような刑事弁護制度の創設を主張したマイヤーとオルトロフの構想とは、若干、異なる。例えばスイスのグラルスでは、1871年から公的弁護人制度が採用された。公的弁護人は参事官 (Regierungsrat) や執行機関 (Organ der Exekutive) によって、上級裁判所によって弁護士と認められた者のなかから、３年の在職期間で任命される。任命された弁護人は、その間の個人業務を休止しなければならない(11)。公的弁護人はＰＤのような固定給の支払いを受けるわけでもなく、各々選任された事件に対して個別に報酬を受ける。またその報酬額は少なく査定されているため、この制度のために弁護士を集めにくいことが主張されている(12)。この制度は、必要的弁護制度において、弁護士の絶対数を確保するものとして意味があり、ＰＤ制度とは全く異なる刑事弁護制度であると考えられる。

ドイツでは、合衆国のＰＤ制度を、専門家のチームによって時には様々な分野の専門家を駆使し互いに補い合い、調査を自由に行うことが可能な国家機関であるとする文献もある(13)。そして、「ヨーロッパとは異なる」刑事弁護制度としてＰＤ制度が紹介されている(14)。

次節以降では、まずイギリスの動向が検討される。次に、イギリスの動向に影響を与えていて、ＰＤ制度が実践されているアメリカ合衆国の動向が検討される。特に本稿は、アメリカ合衆国におけるＰＤ制度をめぐる議論の動向をその中心的課題として検討する。

（注）

(1) Frank L. Grant, *Public Defenders,* 3 KAN. CITY L. REV. 106, 106 (1935).

(2) Ellery E. Cuff, *Public Defender System; The Los Angeles Story,* 45 MINN. L. REV. 715, 716 (1961).

(3) Honestus, OBSERVATIONS ON THE PERNICIOUS PRACTICE OF THE LAW 26, qtd. in REGINALD H. SMITH, JUSTICE AND THE POOR 115-116 (3rd ed., 1924, Montchair, N. J.: Patterson Smith, 1972).

(4) JUSTICE, A PUBLIC DEFENDER, para. 50 (1987). オーストラリアでは３つの州でＰＤ制度が実践されている。J. R. SPENCER (ED.), JACKSON'S MACHINERY OF JUSTICE 243 (1989). ビクトリア州とニュー・サウス・ウェールズ州のＰＤ制度については、川村明「各国法律扶助の諸法制について－オーストラリアの場合」自由と正義28巻１号（1977）64頁参照。

(5) アイルランド共和国においても、1981刑事法律扶助検討委員会 (Criminal Legal Aid Review Committee) でＰＤ制度の導入が検討された。しかし、ＰＤ制度は実現されていない。Mel Cousins, *At the Heart of the Legal: the Role of Legal Aid in Legitimating Criminal Justice,* in RICHARD YOUNG & DAVID WALL (ED.), ACCESS TO CRIMINAL JUSTICE: LEGAL AID, LAWYERS & THE DEFENCE OF LIBERTY 108-109 (1996).

(6) Max Ruth, Der Verteidiger im schweiz Strafprozessrecht, S. 21 (1905).

(7) オルトロフの主張については、鯰越溢弘「私人訴追主義と起訴前手続の構造」法政理論17巻４号（1985）81頁参照。

(8) ドイツ刑事弁護制度の発展過程については、Kraus Armbrüster, Die Entwicklung der Verteidigung in Strafsachen, S. 108-109, S. 115-156, S. 146-147 (1980).

(9) 必要的弁護制度については、Manfred Hahn, Die notwendige Verteidigung im Strafprozeß, S. 28 (1975).

(10) Hans Gammeltoft-Hansen, *Public Counsel for the Defense: The Danish System,* in WILLIAM F. MCDONALD (ED.), THE DEFENSE COUNSEL 195 (1983).

(11) Hahn, *a. a. O.,* S. 69; Robert Hauser, Kurzlehrbuch des schweizerischen Strafprozessrechts, S. 88 (1978).

(12) Hahn, *a. a. O.,* S. 73.

(13) Hahn, *a. a. O.,* S. 73.

(14) Niklaus Schmid, Das amerikanische Strafverfahren, Eine Einfürung, S. 119 (1986). なお近年、わが国におけるアメリカ合衆国のＰＤ制度に関する研究には、めざましいものがある。特に、日本弁護士連合会刑事弁護センター編『アメリカの刑事弁護制度』（現代人文社、1998）は、アメリカのＰＤ制度を現地において調査し、詳細に制度の内容を紹介したものである。具体的な制度については、同書を参照されたい。また、最近の研究として、アメリカ合衆国については、ロック・Ｍ・リード、井上正仁（訳）「弁護人の援助を受ける権利と公設弁護人制度」刑法雑誌26巻２号（1984）163頁以下、桜井正史「アメリカ合衆国における刑事弁護制度(1)―特に公的弁護制度を中心として―」捜査研究35巻４号（1986）31頁以下、後藤昭「ネットワーク刑事司法①／サクラメントで会った公設弁護人たち・公設弁護人事務所観察記」季刊刑事弁護１号（1995）69頁以下、同「世界の法律扶助―その理念と現状――アメリカ・多様な刑事法律扶助」季刊刑事弁護２号（1995）30頁以下、ルイス・ナタリ、後藤昭（訳）「ネットワーク刑事司法③／公選弁護人を支えているもの・アメリカの経験」季刊刑事弁護３号（1995）188頁以下、庭山英雄「ニューヨーク市における貧困の刑事弁護」季刊刑事弁護10号（1997）10頁以下、イングランド・ウェールズのＰＤ制度論の動向については、村井敏邦「刑事弁護の歴史と課題」自由と正義44巻７号（1993）５頁以下がある。

第２節　イギリスにおけるパブリック・ディフェンダー制度の議論展開

１　パブリック・ディフェンダー法案をめぐる議論

(1)　1919年パブリック・ディフェンダー制度法案

ＰＤ制度は、イングランド・ウェールズに存在しない。しかし、イングランド・ウェールズにおいても、刑事法律扶助制度の改革の過程で、ＰＤ制度が幾度となく議論された。

1919年に、個人的なメンバーがＰＤ制度法案を議会の下院に提出した。内容

は、正式起訴事件で告発された者に弁護を行う義務があるとするＰＤ制度を設立しようとするものであった。ＰＤ法案は、1919年4月8日に提出された[15]。法案の基本的な討議が行われる第二読会[16]で、次のようにＰＤ制度法案の理念が述べられた。

「この法案の目的は、簡単に述べれば、検察官の相手役となる官庁を設立することにある。そして、国家が市民を訴追する目的で官庁を設立するのであれば、わが法によってすべての人が有罪となるまでは無実であると推定されるから、当然、国家機関が等しく被疑者・被告人(accused people)の弁護に利用されるべきであると主張する理念に、この法案は基づいている」[17]。

このように、ＰＤ制度法案は検察官制度への対抗を睨んだものであった[18]。もちろん、公平の理念と無罪推定の原則から、弁護人の重要性がその前提の理念として確認されていたことも見逃してはならない[19]。

〈1919年パブリック・ディフェンダー制度法案〉[20]

第１条　(1)　内務大臣(Secretary of State)が、ＰＤと称する公務員(Officer)を任命する。

(2)　ＰＤは、内務大臣の同意と大蔵省(Treasury)の認可を得て、職務の適切な遂行に必要であると思われる、助手(assistants)、職員(clerks)、配達人(messenger)、使用人(servants)を任命し、ＰＤの職務を割り当てることができる。

(3)　任命されたＰＤ、助手、職員、配達人および使用人には、大蔵省から固定給と報酬が支払われる。

(4)　給料、報酬、(他からは給付されない)ＰＤの職務の遂行における費用は、議会から提供された資金から支払われる。

(5)　最低10年間、バリスタあるいはソリシタでない限りは、その者はＰＤに任命されない。最低７年間は、バリスタあるいはソリシタでない限りは、その者はＰＤ助手に任命されない。

第２条　この法律のもとで制定された規定に基づいて、正式起訴犯罪で告

発される者すべての弁護を（刑事巡回による刑事上訴裁判所、治安判事による治安判事裁判所、その他どこでも［※１］）開始し、引き受け、遂行すること、あるいはそうすることを援助することが、ＰＤの職務である。この法律では、何人も、自己防御の準備を妨げられない。しかし、その者は（以下の、あるいは上述の規定を除いて）その弁護の費用を負担するものとする。

第３条　正式起訴犯罪で告発された人すべてが、無料で証言録取書の謄本を受ける権利が与えられ、提供される。

第４条　この条項では、1908年刑事訴追費用法のもと、あるいはその他の法律で、訴追および弁護の費用を支払うことを命令する裁判所の裁量を、どのようなことがあっても、妨げるものはない。

第５条　法務総裁(Attorney General)は、大法官と内務大臣の同意を得て、この法律の遂行のために規則を作成し、作成した規則を廃止、変更、追加することができる。…（略）…。

第６条　犯罪訴追の費用およびその雑費を被告人が支払うことを命令することを裁判所に要求し、権限づける法律規定は、個人被告人へ弁護費用の支払いについて適用されるのと同様に、ＰＤの弁護費用の支払いについても適用される。

第７条　(1)　この法律で、「正式起訴犯罪によって告発された者」という表現には、保釈中に公判に付託された者が含まれる。そして、「正式起訴犯罪」という表現には、その犯罪が略式裁判法(Summary Jurisdiction Acts)のもと、正式起訴犯罪で告発された者に関連していると思料されるときには、陪審によらない有罪判決で処罰される犯罪が含まれる［※２］。

(2)　(略)

(3)　(略)

(4)　(略)

第８条　この法律の別表で明記されている法律は、これにより別表の第３欄で述べられている程度において廃止される［※３］。

第９条 (1) この法律は、1920年１月１日に施行される。 (2) この法律は、1919年ＰＤ法として引用される。 (3) この法律は、スコットランド、アイルランドには及ばない。

（別表） 3 Edw. 7, c. 38 1903年貧困被疑者・被告人弁護法 廃止されない限り全範囲	 8 Edw. 7, c. 15 1908年刑事事件費用法 第１条第３項

もっとも、この法案は1903年貧困被疑者・被告人弁護法の改革も目的としたものであった。議会では、次のように続けて主張がなされた。

「現在、1903年貧困被疑者・被告人弁護法が、この観点からの唯一の規定である。この法律は、実際には、完全に失敗である。予備審問 (preliminary examination) が終わり、裁判官 (justice) の前に出るまで被疑者・被告人のために実施されていない。そして、裁判官が一応の (a prima facie) 弁護が存在すると判断した場合にのみ、法律扶助が認められる。読み書きのできない者が、一応の弁護を公表することのできないことは明らかである。さらに－弁護士会はこのことを指摘するのだが－1903年貧困被疑者・被告人弁護法によってバリスタに法的に支給される報酬は１ポンド３シリング６ペンスに限定されている。今日、この額では、高い地位にある弁護士会のメンバーを引き付けることは不可能である。以上が法案の理念である」[21]。

法案は現行法律扶助制度の改革を指向したものであった。その特徴は次の通りである。①法案は、1903年貧困被疑者・被告人弁護法に代替するものであった［上記法案の※３参照］。②法案は、正式起訴事件で告発された者に（弁護の性質を明らかにしなくてもよい）、どの段階でも（すなわち予備審問段階でも）ＰＤが付くことを提案していた［上記法案の※１参照］。③法案は、略式事件に範囲を若干拡大させていた［上記法案の※２参照］。さらにこの当時、1903

年貧困被疑者・被告人弁護法のもとでは、バリスタは２ポンド２シリング、ソリシタは１ポンド３シリング６ペンス、特別の場合に限り、それぞれ５ポンド５シリング、３ポンド５シリングの報酬を得ることができた(22)。しかし、それはあまりにも少額であるという評価がなされていた。

「ソリシタと面会し、様々な調査が行われなければ、その人の弁護方法を確立することはできない。現行制度の報酬に注目してみると、１ポンド３シリング６ペンスがバリスタに、２ポンド２シリングがソリシタに支払われる。所属していることに名誉を感じている職業が、最も報酬を受けていないのである。バリスタの１ポンド３シリング６ペンスは、弁護という最高に知性を確保するにはあまりにも不十分である。…貧困被疑者・被告人弁護法は、ばかげたほど報酬が少なく、不可能な条件を課している。多くの被疑者・被告人が教育を受けていなく、知性もない。裁判所に来たこともない。彼らは当惑し、神経質になっている。彼らは自己の弁解を表現することもできない。彼らは、証人を反対尋問する場合にも、うそつきであると呼ぶことしかできないであろう」(23)。

以上の批判に応えることのできる制度として、ＰＤ制度が提案されたのであった。法案の精神は多くの議員の賛同を得た。一方で議会では、貧困被疑者・被告人弁護法が言及された。そして、この貧困被疑者・被告人弁護法が失敗したか否かについて、「私は、尊敬する友人が貧困被疑者・被告人弁護法が、実際には死文化し、完全な失敗と特徴づけたことに賛成である。私達は、議会に貢献する優秀な法が、行政の不手際により全く価値のないものとなることを十分に知っている。…行政が現在の失敗を導いたのである」(24) とする失敗論が強調された。しかし、「彼らは、法の効果において失敗したという。それは、事実を公正に提示してはいない。…貴君は、貧困被疑者・被告人弁護法では適切な法律扶助が得られず、訴訟の早い段階でその利益を得ることはできないと述べている。しかし、それは理屈であり、実際にはそうではないと思う。この国の刑事司法行政は他国より高い水準におそらくあるであろう。そして、それは貴

君の所属する職業のよく洗練された優秀なメンバーに負うところが大きい」[25]とする現状肯定論も強く主張されたのであった。

少なくとも、貧困者にも等しく司法の正義が実現されるべきであるという法案の精神については、共感が得られた。しかし結局、「議員立法」であることが強調され、法案は最終的に実現しなかった[26]。議会の議論を参考にすると、次の諸点をその理由として挙げることができる。①議論の焦点である1903年貧困被疑者・被告人弁護法の評価がわかれていた。②貧困被疑者・被告人の実態が実際に把握されていなかった。③費用の問題は政府によって真剣に考慮されなければならない問題であるとされただけであった。④刑事司法制度はイングランド・ウェールズが一番優れているという自負があった。

(2) 1928年パブリック・ディフェンダー制度の法案

この当時、偉大なイギリスのバリスタといわれるエドワード・マーシャールホール卿は、エドワード・マジョーリーバンクス下院議員とともに、貧困被疑者・被告人の刑事弁護制度を厳しく批判し、ＰＤ制度の導入を強く主張したという[27]。このようにイングランド・ウェールズでは、ＰＤ制度の関心が消滅することはなかったようである。

この時までドック・ブリーフを除いて[28]、公的弁護は、1903年貧困被疑者・被告人弁護法のもとで行われていただけであった。予備審問では、それらは利用できなかったし、治安判事と事実審裁判官によってそれらが認められただけであった。したがって、当時、ハワードリーグ(Howard League for Reform)の精力的なキャンペーンを中心として、改革の推進が強く望まれた[29]。

第２章で述べたように、法律扶助に関する調査を目的とする貧困者法律扶助員会が1924年に組織され、調査が行われた。そして、1926年に同委員会の報告書が発刊された[30]。そこでは、予備審問段階と略式裁判へ刑事法律扶助の範囲を拡張すべきであるという勧告がなされた[31]。しかし、この報告書は、「我々が目を通した使い尽くされた資料のなかで、問題がはっきりしたことは、制度

としてはまあまあであるが改善する余地がないわけではないと思われることである」[32]と結論づけた。そのため報告書は、「勧告が（このように）冷淡に提唱された報告はほとんど存在し得ない」[33]と観察される性格のものであった。この報告書においても、調査の結果、ＰＤオフィスの提案は反対された。その理由は次の２点であった。①ＰＤ制度は費用がかかり、ＰＤが機能することは難しい。②ＰＤ制度が正当化されるほど事件数が存在しない[34]。さらに、貧困者法律扶助委員会は1928年の最終報告書においても、次の３点を理由としてＰＤ制度に反対した。①ＰＤ制度は弁護人と依頼者との重要な関係を破壊するものである。②ＰＤ制度は法曹にとっても貧困者にとっても不利益となる。③ＰＤ制度を実施することはたいへん難しいであろう[35]。

その後、貧困者法律扶助委員会の勧告を不服とした改革指導者たちは、1928年法案 (Bill. 176.) を下院に提案した。この提案では、すべての刑事裁判で刑事法律扶助を実現させる制度を導入することが考えられた。しかしこの提案も実現しなかった[36]。これと同じ時期に提案されたものが、1928年ＰＤ法案であった[37]。

〈1928年パブリック・ディフェンダー制度法案〉

第１条　(1)　内務大臣は、時宜に応じて、貧困者のディフェンダーとして知られる公務員 (officer) を任命する。

(2)　給与、報酬、このオフィスに関するもので、裁判の準備および活動に関するすべての費用を含み、援助、医学、技術、その他必要とされるすべてのものを含む費用はすべて、議会によって提供された資金から支払われる。

第２条　死刑の罪で法を扱う裁判所に出廷するために召喚された貧困者が、逆の意向を示さないかぎり、貧困者の弁護を準備し、着手し、実行することが、貧困者のディフェンダーの職務である。

第３条　貧困者のディフェンダーは、そのような訴追された人のために、訴追で王室で (the Crown) により雇われたバリスタ (counsel) と等し

い地位のバリスタを雇う権利が与えられる。
第４条　この法律は、1928年ＰＤ法として引用される。そして、1929年１月１日に施行される。

法案の提出人は第一読会において、次のようにこの法案の趣旨を述べた。「法律と技術の専門家の入手可能性に関して、訴追側により享受された人と等しい設備を死刑犯罪で告発された被疑者・被告人に与えることを求めるものである」[38]。

この法案は死刑犯罪を告発された者にのみ適用されるという、限られたものであった。しかし、訴追側の圧倒的な証拠収集能力に対し、貧困被疑者・被告人は何の手段も得ていないという現実を認識したうえでの提案であった。また法案は、刑事法律扶助制度改革の一環として提案された。したがって1928年法案は全面改正を指向する1919年法案とは、若干、その目的を異にしていた。議会の支持者たちは、「すべての裁判所に配属されるＰＤの第一の役割は、被疑者・被告人が弁護されず、あるいは司法の利益により要求される重要あるいは困難なすべての事件において、防御を行うこと」を計画していた[39]。しかし、通常の刑事法律扶助制度を拡大させようと推進する者からは、ＰＤ制度に対する支持を得ることがほとんどできなかった。彼らは次の理由から、ＰＤ制度に反対した。①ＰＤの職務は日常の職務へと埋没してしまい、ＰＤはサービスを事務的に提供することとなる。②官庁制度と弁護サービスが連結されることによって有益な点はなんら見いだされない[40]。以上の批判によって、最終的に法案は成立しなかった。

その後のイングランド・ウェールズでは刑事法律扶助制度が発展し、各ソリシタとバリスタの実践活動による刑事弁護が発展した。もっともその後、ＰＤ制度の導入がなんら検討されてこなかったわけではなかった。刑事法律扶助制度の改革を検討する機会があるたびに、ＰＤ制度の可能性が模索されてきた。1945年ラッシュクリフ委員会報告書では、国家が訴追と弁護の両者を支配し、

市民の自由を国家の支配下におくことは適切でないと理由づけられて、ＰＤ制度の導入可能性が否定された(41)。1966年の刑事手続における法律扶助に関する部門委員会も、その報告書のなかで、ＰＤ制度が刑事法律扶助制度に代わる制度か否かを検討した。しかし、被疑者・被告人の弁護人を選択する権利が奪われる、あるいはＰＤは被疑者・被告人の信頼を獲得できないことが予想されるという理由から、現行の刑事法律扶助制度以上にＰＤ制度は十分な成功を収めることはないであろうと、報告書では結論づけられた(42)。このようにＰＤ制度の導入可能性は、近年に到るまで否定され続けてきた。

（注）

(15) 114 H. C. DEB, 1919-1920, Col. 1864. 1919年法案は、1920年、1921年に再び議会に提出された。 REPORT OF THE DEPARTMENTAL COMMITTEE ON LEGAL AID IN CRIMINAL PROCEEDINGS, para. 292, Cmnd. 2934 (HMSO, 1966).

(16) 117 H. C. DEB, 1919-1920, Cols. 1351-1359.

(17) *Id.* at Col. 1352. 次のように主張された。 *Id.* at Cols. 1352-1354.

「刑事裁判所の弁護士は再三再四、被告人、時には最も重い犯罪で告発された被告人が、大変ひどく、事実腹立たしいほど、彼らの弁護にどのようにハンディキャップがあるのか見ることができる。被告人が、突然、裁判所の威厳と状況に直面し、自由を勝ち得るために独りで立ちすくみ、知識もなく、準備もなく、友もいない状態であるのを見ると、哀れである。このような状態は彼にとって不公平であると言える。彼は、王室のために支払われている実務に熟練した弁護士に対抗して、弁護をしなければならない。法は、何世紀もかけて、司法行政の飾りとするために、素晴らしい格言を掲げてきた。これらの格言の一つが、友が述べたように、有罪が証明されるまで人は無実と考えられることである。…（略）…法が、私の言及した偉大な格言を無視するという点は、（格言を無視する）法律家と同じであると、私は敢えて付け加えねばならない。法律は人を逮捕し、手錠をかけ、拘置所に連れていき、裁判に付されるまで彼をその場所に留める。そこでは、起草者たちが述べるように、しばしば被告人への不正義がやってくるのである。彼には、資金がなく、結果として友もいない…（略）…弁護を準備し、証人を獲得する機会もない。一方警察は、彼の破

滅へと徐々に彼の周りに網を掛けているのである。…（略）…今日の被告人も（前の例と）同じ理由で、同じ不正義が降りかかっていることを忘れてはならない。被告人にはいろいろな保護がなされているが、以上のことが真実である。この法案によりこの状態は救済され得る。私はこの法案の理念に心から賛成する…」。

(18) 検察官制度は1879年犯罪訴追法 (The Prosecution of Offender Act 1879, 42 & 43 Vict., C.22) によって小規模ながら実現した（その後若干の変化があったものの、1985年犯罪訴追法［The Prosecution of Offender Act 1879, C. 23］成立まで大規模な制度改革は見られなかった)。1879年法と1919年法案を比較すると、両者には類似した規定があることが伺える。1879年犯罪訴追法については、堀田牧太郎「イギリスの検察制度序説」早稲田法学会誌26巻（1975年）1頁以下参照。

(19) *Id.* at Col. 1351.

(20) H. C. Bill, 1919-1923 (56) Public Defender Bill.

(21) 117 H. C. DEB, *supra* note 16, at Cols. 1351-1352.

(22) *Id.* at Col. 1355.

(23) *Id.* at Col. 1356. 報酬の不十分性は、議会の共通認識となっていたようである。複数の議員が報酬の不十分性を指摘している。例えば次の通りである。

「まったくけしからぬしみったれである。そして、検察官の費用のかかる手続きと同じようにばかげている。給料がよくない工夫であっても、2分の1の時間で倍額の金額を稼げることに、言及せざるをえない。しみったれた形で法を運営するより、法を改正し、改正されれば必要なことがなされ、費用を払えない被告人にはソリシタ選択のマジストレイト証明書が認められ、ソリシタは任務を全うし、その仕事に対して理性的な支払いがなされるべきである。…これにより、現在の被告人に対する不正義は払拭されるであろう」。*Id.* at Cols. 1355-1356.

(24) *Id.* at Cols. 1354-1355.

(25) *Id.* at Col. 1358.

(26) 法務次長 (Solicitor General) は、次のように発言している。

「この法案は、精神においては、ほとんどの名誉あるメンバーの同意を得たであろうと思う。私がその精神を評価するならば、すべての被告人が、裁判所の

なかでは、公平かつ適切な弁護を主張する機会を持つべきであることを、企図することにある。しかし、この種の法案には、公的な基金という深刻な負担の問題がある。…だし惜しみではなく、適切かつ誠意ある形での運営がなされるならば、法案の目的は達成されるであろう。そのような運営がなされるということがその精神であるならば―制定法になった以上、誠心誠意、当然その意図と目的に関して、運営されるべきである―多大な支出を含むこととなろう。そのようなことのために改革を行うことは、政府の法案によらなければならない。政府によって提出されなければならない。個人的なメンバーによる法案によって、取り扱われる問題ではない。議会は、現在の司法行政に関する２、３の不安な発言によって、心中する必要はない。司法が公正に運営される国はなく、すべての国で、英国の司法の本質的な公正さに注目すべき賛辞が払われている…検察官は賢明に、思慮深く、注意深く、とりわけ慈悲ある方法で、彼の職務を果たしている」。*Id.* at Cols. 1358-1359.

(27) Charks Mishkin, *The Public Defender,* 22 J. CRIM L. & CRIMINOLOGY 489, 497 (1931).

(28) ドック・ブリーフは「ないよりはまし」な制度であったが、弁護人が事件について準備することができないという決定的な欠陥があった。SPENCER (ED.), *supra* note 4, at 473.

(29) PENDLETON HOWARD, CRIMINAL JUSTICE IN ENGLAND: STUDY IN LAW ADMINISTRATION 348 (New York: The Macmillan Co., 1931, Littleton, Colorado: Fred B. Rothman & Co., 1981).

(30) COMMITTEE ON LEGAL AID FOR THE POOR, FIRST REPORT, Cmd. 2638 (HMSO, 1926).

(31) SPENCER (ED.), *supra* note 4, at 473.

(32) COMMITTEE ON LEGAL AID FOR THE POOR, *supra* note 30, at para. 22.

(33) SPENCER (ED.), *supra* note 4, at 473-474.

(34) COMMITTEE ON LEGAL AID FOR THE POOR, *supra* note 30, at para. 21.

(35) COMMITTEE ON LEGAL AID FOR THE POOR, FINAL REPORT, para. 18, Cmd. 3016 (HMSO, 1928).

(36) HOWARD, *supra* note 29, at 349.

(37) H. C. Bill 1928-1929 (188) Public Defender Bill.

(38) 220 H. C. DEB, 1928-1929, Cols. 1094-1095.

(39) HOWARD, *supra* note 29, at 351-352.

(40) *Ibid.*

(41) DELMAR KARLEN, ANGLO-AMERICAN CRIMINAL JUSTICE 43 (1967).

(42) REPORT OF THE DEPARTMENTAL COMMITTEE ON LEGAL AID IN CRIMINAL PROCEEDINGS, *supra* note 15, at para. 295.

2 スコットランドにおけるパブリック・ディフェンダー制度をめぐる議論

(1) スコットランドにおけるパブリック・ディフェンダー制度の提案

スコットランドにおいても、ＰＤ制度に関する議論が行われてきた。スコットランドでは公判で法的に弁護される権利が、1587年に法律によって被疑者・被告人に与えられた。その後、貧困者を弁護することは法律家の義務と考えられていた。さらに1825年にプアーズ・ロール (Poor's Roll) と呼ばれる制度が確立し、シェリフ・コート (Sheriff Court) で無料でソリシタに弁護される権利が貧困者に与えられた(43)。現在の法律扶助制度が刑事手続に適用されたのは、1964年のことである(44)。以上の歴史的過程において、1937年に貧困被疑者・被告人弁護（スコットランド）委員会 (The Poor Prisoner's (Scotland) Representation Committee) がＰＤ制度を提案した(45)。ここでは、「パブリック・ディフェンサー (Public Defensor)」という言葉が使われている（この委員会はモートン議長のもとに設立されたため、モートン委員会と呼ばれている）(46)。

地方自治体 (Local Authority) が地方財源からパブリック・ディフェンサー制度を都市部で設立することを、モートン委員会は提案した。そして、パブリック・ディフェンサーは警察裁判所 (Police Court) に訴追されてきた貧困者すべてに利用されるべきであること、地方自治体が弁護のために費用を提供することが提案された(47)。しかし、警察裁判所以外の裁判所、すなわちシェリフ・コートなどの上級裁判所 (High Court) にはパブリック・ディフェンサー制度

を採用せず、刑事法律扶助制度による弁護の形式が望ましいことを、モートン委員会は結論づけた(48)。モートン委員会が警察裁判所にのみパブリック・ディフェンサー制度を導入すべきであると提案した背景には、警察裁判所に出廷する被疑者・被告人が非常に多く、その改革のために提案されたことがあったと考えられる(49)。当時、貧困者のための代理人が警察裁判所に強制的に出廷することは検討されてこなかったし、そのような実務もなかった。またシェリフ・コートと比較しても、かなりの被疑者・被告人が警察裁判所に存在した(50)。ここでは貧困者に対する保障がほとんどなされていなかったため(51)、警察による訴追が非難されたのである(52)。

その後1960年に、グースリー卿を議長とする委員会が、刑事法律扶助に関する重要な報告書を発表した(53)。グースリー委員会は、法律扶助の提供方法の１つとしてパブリック・ディフェンサー制度を検討した。委員会は「モートン委員会の提案に従って、パブリック・ディフェンサー制度による法律扶助の提案をしている者は、自治都市裁判所 (Burgh court) にのみ、その採用を考えているようである。しかし、我々はより一般的に、この制度による法律扶助の提供可能性を考えることが望ましい」とした(54)。そして、以下のようなパブリック・ディフェンサー制度が検討された。

「パブリック・ディフェンサーとその他の法律扶助制度との違いは次の通りである。すなわち、ディフェンサーは、目的のために特別に任命された有給の役人 (official) であり、彼が任命された裁判所あるいは複数の裁判所に出廷し、彼のサービスを受ける資格のある被疑者・被告人すべてに課された職務を実践する。そして関連作業は、たいへん重大な場合には、複数でなされることも可能である。このようなパブリック・ディフェンサー・オフィスは、アメリカ合衆国の数州で実践されている」(55)。

そして検討の結果、グースリー委員会は次のように判断した。①常勤あるいは非常勤を問わず、有給のパブリック・ディフェンサーには、日常業務量が一定の合理的程度に存在することが必要である。②事件が相対的に単純であり、無

罪答弁の少ない自治都市裁判所において、制度を設立することが適当である(56)。しかしスコットランドにおいても、次のような批判があった。①被疑者・被告人のソリシタ選択権が喪失する。②パブリック・ディフェンサーは公的基金によって雇われているため他の国家機関と密接になり、そのためパブリック・ディフェンサーは被疑者・被告人の信頼を獲得することができない(57)。これに対して委員会は、後者②の反論には実質的根拠がなく、エジンバラの経験によっても実際には被疑者・被告人はパブリック・ディフェンサーを信頼していると反論した(58)。結局、グースリー委員会は次のように結論づけた。

「我々は疑いもなく、適当な量と種類の業務があれば、パブリック・ディフェンサー制度は、運営上便宜であり、相対的にも経済的であり、有効な法律扶助を提供する手段であると考える。しかし、スコットランドでは例外的に利用されてきたわけであり、シェリフ・コートと上級裁判所における貧困被疑者・被告人のための、伝統的な有効な弁護方法に対する新機軸とは考えられない。伝統的な制度の下、スコットランドの独立した法曹によって、貧困被疑者・被告人は弁護されてきた。彼らはその他の依頼者と同様の水準の職務を負っている。それゆえ…（シェリフ・コートでは）この制度を採用しない」(59)。

スコットランド・ソリシタ協会は、シェリフ・コートの管区においてパブリック・ディフェンサーが活動するためにふさわしい状況が存在すると提案している(60)。しかし、ソリシタ協会もパブリック・ディフェンサーとは異なる個人ソリシタによるサービスを念頭にいれていた(61)。グースリー委員会も、被疑者・被告人の同意によるその他の選択肢が確保されないかぎり(62)、シェリフ・コートへパブリック・ディフェンサー制度を導入することを否定した。

以上のようにモートンおよびグースリー両委員会は、スッコトランド全体にＰＤ制度を導入する提案は行わず、例外的にＰＤ制度の導入を認めていた。

(2)　スコットランド・リーガル・サービスに関する王立委員会の提案

1980年のスコットランド・リーガル・サービスに関する王立委員会(Royal Commission on Legal Services in Scotland)の報告書において、ＰＤ制度が取り扱われた(63)。ＰＤ制度を法律扶助の一手段として採用するべきであるという提案に対して、王立委員会は次のように述べた。

「ＰＤは有給の国家弁護人(Salaried State lawyer)であり、被疑者・被告人のために行動する。したがって国は法律扶助を通して個人サービスに費用を支払うよりも、むしろ直接サービスを行う。ＰＤ制度は現行法律扶助制度よりもかなり経済的であると主張されている。この主張は経験がないために実証されてはいない。またそれに対しては、論駁もなされていない。現在年間£4,000,000以上の支出を出している刑事法律扶助の救済が、被疑者・被告人へのサービスの質的低下を招くこともなく達成されるとするならば、これを無視することは無責任である」(64)。

このように王立委員会は主に経済的な理由から、ＰＤ制度の検討に入ったのである。これに対してソリシタ協会は、次のように反論した。①ＰＤ制度は、弁護士会の独立性という一般的な認識を無視するものである。②ＰＤ制度は、ソリシタと依頼者との間で成立する今までの信頼関係を破壊する、③一般的かつ感情的に、ＰＤ制度は承認されない。④ＰＤ制度を実施するためには、実務上、困難な点が多い(65)。

これに対して王立委員会は、カナダとアメリカ合衆国を訪問し、そして調査し、ＰＤ制度が有効に機能していると評価した。そして王立委員会は、諸外国のＰＤ制度がよく機能しており、大衆にも受け入れられていて、経済的にも有効であると結論づけた(66)。しかし一方で王立委員会は、ＰＤが二流の弁護を提供するという批判があることも認識した(67)。

次に、伝統的なスコットランドの原則、すなわち自分で自己の弁護人を決定する権利にＰＤ制度は抵触するかという議論が行われた。またＰＤ制度の導入により、刑事法律扶助に基いて行う個人的な弁護活動が弱められるという反論

がなされた(68)。この議論に対して王立委員会は、次のような見解を示した。

「このことは我々の望むところではないし、どんな実験も注意深く行われるべき問題である。しかし依頼者がＰＤを強制的に利用する必要はない。また被疑者・被告人は自己の弁護人を選択する権利が与えられ、適格者であれば法律扶助を利用することもできることを提案する。同じようにＰＤが当番弁護士制度と連結しない理由はない。この原則のもとであれば、ＰＤ制度に対する反論は経験によって実証される。つまり、裁判官・検察官・弁護人のすべてが国の被雇用者となる理念を被疑者・被告人が嫌がれば、被疑者・被告人は個人的なソリシタを選ぶからである。そしてＰＤを信頼しなければ、それぞれ被疑者・被告人は個人的なソリシタを選ぶであろう」(69)。

以上のように王立委員会は、ＰＤ制度が強制的性格のものではないことを重視した(70)。そして王立委員会は、次のような理由からＰＤ制度の導入を積極的に検討した。すなわち、①経済的である、②諸外国の制度は成功している、③実際にエジンバラ警察裁判所ではＰＤオフィスが存在し、モートンおよびグースリー両委員会も限られた範囲であるがＰＤ制度を提案した、である(71)。ただし、依頼者に受け入れられるか、あるいは経済的かどうかは実証されていないために、従来の法律扶助によるサービスとＰＤ制度を併設して運営する実験がなされるべきであると、王立委員会は提案した(72)。そして王立委員会は、実験を実施するうえで、次の事項に注意すべきであると提案した。

① ＰＤの募集においては、有能であり、十分に対応可能な人数の人員を確保すること。したがって実験においては、ＰＤが法律家の生涯職業になるために、十分な期間が設定されなければならない。また十分な給与が、ＰＤに支払われなければならない。不十分な給与では、結局、実験は失敗に終わるであろう。このことが可能でなければ、十分なスタッフが揃うまで、実験は延期されるべきである。

② 実験の間、スタッフは同一であることが望ましい。短期間のうちにスタッフが交替するようでは、公平かつ信頼ある実験はできない。

③　サービスの利用状況とその有効性を審査するために、監査制度が確立されるべきである。ＰＤ制度のコスト調査だけでは、十分な調査はありえない。

④　今までの個人弁護士による弁護活動への影響を最小限にするために、大地域のなかの限られた範囲内で実験が着手されるべきである。個人ソリシタにはその結果、合理的な割合の事件が振り分けられる。また、実験は人口25万人（スコットランドの約５％）の裁判所管轄において、スコットランドの代表的な犯罪状況を示している地域で行われるべきである。

⑤　ＰＤは上級裁判所の弁論権 (Right of audience) を持たない。しかしＰＤにはソリシタのように、上級裁判所で弁論するバリスタに教示する責任があることとする(73)。

以上のようなＰＤ制度を設立する実験に対して、反対意見も存在した(74)。反対意見の骨子は、概ね次のような趣旨のものであった。すなわち、王立委員会の見解は革新的な変革をもたらすものではあるが(75)、このような変革は、行政上の便宜や財政上の削減を理由として考えられるべきではなく、財政問題には様々な方策がその他にあるとするものであった(76)。そして具体的には、次のように批判された。①グースリー委員会が有給「ディフェンサー」を設置するという提案を行ったことに対して、独立した個人実務家の名簿制が望ましいとする見解が多かった。②ＰＤ制度は強制的な制度とすべきではないとする委員会の見解に賛成する。しかし強制的な制度ではなかったとしても、いったん官僚的制度が設立されれば、いざ制度を解体しようとしてもそれが不可能になるであろう。むしろＰＤ制度を利用することが奨励され、被疑者・被告人のソリシタ選択権が消滅するだろう。制度は強制的にならざるを得なくなるのではないだろうか。③ＰＤの独立性は基本的に保証されないであろう。④提案されている実験を行うことは難しい(77)。

スコットランド王立委員会の提案するＰＤ制度は、現行刑事法律扶助制度に併設する制度であり、被疑者・被告人の弁護人選択権を保障するものであるところに、その特徴があった。この提案を受けて、1986年法律扶助（スコットラ

ンド）法 (The Legal Aid (Scotland) Act 1986, C. 47) の第５章により、スコットランド法律扶助委員会 (Scottish Legal Aid Board、以下ＳＬＡＢと略す）がソリシタを弁護サービスのために雇うことができる。しかしこの規定は、しばらく利用されなかった。一方、スコットランド王立委員会のＰＤ制度に関する提案は、次に検討するジャスティスの提案にも影響を与えた。

（注）

(43) スコットランドの法律扶助の歴史については、*See* C. N. Stoddart, *A Short History of Legal Aid in Scotland,* THE JURIDICAL REVIEW, 1979, Part 3-December, at 170-192.

(44) スコットランドにおける現在の裁判制度では、州区裁判所 (District Court) とシェリフ・コートという２種類の裁判所があり、さらにその上に、刑事上級裁判所 (High Court of Justiciary) がある。州区裁判所は略式裁判を管轄とし、シェリフ・コートは略式裁判と正式起訴事件の裁判 (Trial on indictment) を管轄とする。上級裁判所は第一審の場合もあるが、州区裁判所とシェリフ・コートの上訴裁判も管轄とする。州区裁判所の前身が、警察裁判所や自治都市裁判所 (Burgh Court) などである。かつて、自治都市 (Burgh) は警察裁判所を有し、マジストレートのオフィスを有する町議員 (town councilor) が "Judge of Police" の名で自治都市の警察裁判所の裁判官に任命された。そこでは略式裁判が扱われた。自治都市 "Burgh" は、12世紀に商業中心地として発展したものである。さらに自治都市は、独自の自治都市裁判所による裁判権を有していた。DAVID M. WALKER, THE SCOTTISH LEGAL SYSTEM: IN INTRODUCTION TO THE STUDY OF SCOTS LAW 300-309 (6th ed., 1992); DAVID M. WALKER, THE SCOTTISH LEGAL SYSTEM: IN INTRODUCTION TO THE STUDY OF SCOTS LAW 143 (1959); ステア・ソサエティ編、戒能通厚・平松紘・角田猛之編訳『スコットランド法史』所収「事項英和索引・用語解説」（名古屋大学出版会、1990）12頁。警察裁判所や自治都市裁判所等は、1975年に州区裁判所法 (The District Court (Scotland) Act 1975, C. 20) によって州区裁判所に統合、整理された。 The District Court (Scotland) Act 1975, s. 1.

(45) REPORT OF THE POOR PERSON'S REPRESENTATION (SCOTLAND) COMMITTEE,

Cmd. 5435 (HMSO, 1937).

(46) ROYAL COMMISSION ON LEGAL SERVICES IN SCOTLAND: VOLUME ONE, REPORT 112, Cmnd. 7846 (HMSO, 1980).

(47) REPORT OF THE POOR PERSON'S REPRESENTATION (SCOTLAND) COMMITTEE, *supra* note 45, at para. 59. 警察裁判所はエジンバラ、グラスゴー、アバディーン、ダンディー、グリーノックを除く王室自治都市を含むスコットランドの自治都市すべての警察裁判所のこと、あるいは上記５自治都市の警察裁判所のことをいう。いずれにせよ、管轄と権限は19世紀になってから自治都市裁判所と警察裁判所とでは同じとなり、事実上の区別は存在しない。THE LAW SOCIETY OF SCOTLAND, THE LAW OF SCOTLAND, STAIR MEMORIAL ENCYCLOPEDIA, Vol. 17, at paras. 1156-1157 (1989).

(48) *Id.* at 33.

(49) *Id.* at para. 56.

(50) *Ibid.*

(51) *Id.* at para. 57. エジンバラとダンデーでは各々30ポンド、50ポンドでシェリフ・コートにおいて貧困者のための代理人 (Agent for the Poor) が、慈善的にではあるが警察裁判所で活動していた。

(52) *Id.* at para. 58.

(53) LEGAL AID IN CRIMINAL PROCEDURE, Cmnd. 1015 (HMSO, 1960).

(54) *Id.* at para. 99.

(55) *Ibid.*

(56) *Id.* at para. 100.

(57) *Ibid.*

(58) *Ibid.* エジンバラではパブリック・ディフェンサーが活動したようであるが、具体的にいつどのように設立され、現在どのようになっているか手元の資料からは明らかでない。エジンバラの警察裁判所において1937年の委員会勧告前にパブリック・ディフェンサー制度が成立していたことが報告書のなかで伺えるのみである。REPORT OF THE POOR PERSON'S REPRESENTATION (SCOTLAND) COMMITTEE, *supra* note 45, at para. 13, para. 41. パブリック・ディフェンサーはソリシタを雇うことのできない者のために指名された。この制度は1967年まで続き、その後、略式裁判を管轄する裁判所では、法律扶助によるソリシタを利用する制度が

設立された。さらに、1975年に法律扶助が州区裁判所にも適用され、現行刑事法律扶助制度の原型が形成された。THE LAW SOCIETY OF SCOTLAND, *supra* note 47, at para. 1157. したがって、この過程でエジンバラ警察裁判所のパブリック・ディフェンサー制度は消滅したようであるが、明らかではない。

(59) *Id.* at para. 101.

(60) *Id.* at para. 102.

(61) *Ibid.*

(62) *Id.* at para. 201.

(63) ROYAL COMMISSION ON LEGAL SERVICES IN SCOTLAND, *supra* note 46.

(64) *Id.* at para. 8.77.

(65) *Ibid.*

(66) *Id.* at para. 8.79.

(67) *Ibid.*

(68) *Ibid.*

(69) *Ibid.*

(70) *Id.* at para. 8.81.

(71) *Ibid.*

(72) *Ibid.*

(73) *Id.* at para. 8.82.

(74) *Id.* at para. ND. 6.1.

(75) *Id.* at para. ND. 6.2.

(76) *Id.* at para. ND. 6.3.

(77) *Id.* at paras. ND. 6.5-ND. 6.8.

3 最近のイングランド・ウェールズにおけるパブリック・ディフェンダー制度の提案

(1) ジャスティスの提案

1987年に、イングランド・ウエールズでも、ＰＤ制度に関する議論に新しい

動きが生じた。第１章でもとりあげられた法改革団体であるジャスティスが[78]、ＰＤ制度を提案したのである[79]。1985年に制定された犯罪訴追法 (The Prosecution of Offences Act 1985, C.23) により検察庁 (The Crown Prosecution Service)が導入されたことと[80]、先述した1980年のスコットランド王立委員会の提案が、この提案の背景に存在した。そして、最近の激しい刑事司法改革のなかで、ＰＤ制度が提案されたのである。

ＰＤの議論がなされた趣旨は、３点に集約できる。第一は、被疑者・被告人が訴追側との関係において不利益を負っていることに対する対応である。特に、専門証人 (expert witness) に関連する弁護側の不利益が検討された。第二は、法律扶助制度の欠陥部分への対応である。特に、有罪判決を受け、控訴院で上訴の裁判が行われるまでその者の負っている不利益と、控訴院で上訴が破棄された後に有罪判決を受けた者の負っている不利益が検討された。第三は、刑事法律扶助による弁護が、有効な弁護を実現させているか否かという問題への対応である。なぜなら、刑事法律扶助による場合に被疑者・被告人は弁護人を選択することができるが、必ずしも納得のいく弁護人を選択できるわけではないからである。このような問題意識に基づくＰＤ制度は、次の通りであった。

（ジャスティスの提案）

①　ＰＤ制度には、３つの機能がある。すなわち、個人ソリシタへの助言・調査サービス（Ａ）、有罪判決後の控訴院へ上訴する者、上訴を破棄された者へのサービスであり、刑事上訴レジストラー (The Registrar of Criminal Appeals) の機能を代替するサービス（Ｂ）、刑事法律扶助制度によるソリシタ個人とは異なる新たな選択肢としての弁護サービス（Ｃ）である[81]。ＰＤ制度は（Ｂ）の機能を除いて現行の刑事法律制度を補充するものである。そして、検察庁が警察によって開始された訴追のすべてを検討することと比較して、ＰＤ制度の（Ａ）および（Ｃ）のサービスがどの程度利用されるかは不確定である。また、ＰＤ制度はイギリス検察庁以上に調査や証人および法科学研究所と鑑定に関係することとなる[82]。

② ＰＤ制度は全国的に組織される。ＰＤ制度は弁護に必要な資料収集を支援するものであり、被疑者・被告人やソリシタが容易に利用するための全国的に一貫したサービスを提供できるものとならなければならない。さらにＰＤ制度には検察庁と同等の設備が設置され、ＰＤ制度は独立した存在として公的資金によって確立される。ＰＤ制度は地方と連結した全国的かつ個別に専門的な制度と想定される(83)。

③ ＰＤ制度には公衆に対する責任がある。したがって、ＰＤ制度が有効に運営され、有能なサービスが提供されているかどうか、査察を受けることとする。そのため、十分な給与と職務条件および被雇用者の将来的な職業の展望について、満足のいくものがＰＤに付与される必要がある(84)。

④ ＰＤ制度は地方事務所と地区事務所および中央部から組織される。地方事務所は、被疑者・被告人に関する弁護のための機能（Ｃ）を有する。地区事務所は、個人ソリシタの助言・調査のための機能（Ａ）を有する。中央部は、上訴する者・誓願する者のための機能（Ｂ）を有する(85)。本部は、組織を指導し、監督し、審査する。上訴や上訴破棄後の申立てを扱う中央部は、そのための専門機関と地方事務所および地区事務所を有する(86)。

⑤ 地方事務所の配置には、人口と地理およびソリシタ過疎地域等が配慮される。数と配置は定期的に検討ないし調整される(87)。ただし、イングランドおよびウェールズの約90の刑事法院には、それぞれ事務所が配置されるものとする(88)。地区事務所は地方事務所よりも規模が大きいものとする。地区事務所では法律家はほとんど必要とされないが、電話・交通・通信に関するシステムが要求される。地区事務所は、ソリシタ協会が組織する15の法律扶助地区に配置される。ここでは、調査、証人の面会、法科学研究施設の利用など、（Ａ）の業務を扱う運営スタッフと、交通のチェックと支払いを行う地区マネージャーと、法律職員が要求される。バリスタへの依頼と支払いも取り扱われる(89)。中央部はイギリス検察庁中央裁判所支部に対応する。上訴の多くが取り扱われる。業務の重要部分はバリスタへの依頼と支払いである。

本部の主要業務は、サービスの運営と審査および会計審査である(90)。

〈ジャスティスのＰＤ制度構想〉

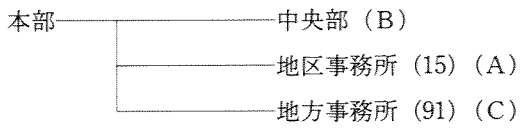

ジャスティスの提案では、様々な問題点が議論された。まず、個人実務家を前提とした現行の刑事法律扶助制度を改革するのか、あるいはＰＤ制度を提案するのかが議論されなければならなかった。ジャスティスは後者を支持した。すなわち、個人実務家による現行の刑事法律制度を補充し、孤独に活動し訴追側と比較すると対等ではない個人ソリシタを支援する機能（A）と、現行の刑事法律扶助制度と平行する弁護を行う機能（C）を有するＰＤ制度を、ジャスティスは想定した(91)。

純粋な当事者主義訴訟を前提とすれば、公判前には訴追側と弁護側が自ら事件を調査ないし準備することになる。しかし、当事者主義の本来の理念とは異なり、現実にその準備手段には甚だしい格差がある。したがってジャスティス報告書では、次のことが述べられた。

「裁判における当事者主義の本質から、訴追と弁護が実質的に自らの方法で調査しそれぞれの事件を準備することになる。したがって、訴追側にある調査手段に匹敵するものを弁護側が利用できるかどうか、このことがどのような場合に適切なのか、現行制度に何か変更があるべきかを、考慮することは重要である」(92)。

このように述べて、訴追側が利用できる設備と比較すれば、調査サービス、情報サービス、法廷科学と専門家のサービス、捜査段階の被疑者に有利な証拠収集、法律扶助の費用について、弁護側に不均衡があった(93)。そこで、現行の制

度を改良することに限界があることを考慮し、現行の制度を「補完するため」に、弁護側の利用できる助言・調査サービス機関を設立することが必要であるとしたのが、ジャスティスの提案であった。すなわち、訴追側によってのみ享受される利点を弁護側に付与することを、ジャスティスは検討した。このような検討では、訴追側と弁護側が互いに抱いている疑念の多くを解消するし、効果的に事件準備がなされ問題点が確認されることにより、裁判の短縮化と事件の非上訴化を実現し、中央集約化と組織化により現行の刑事法律扶助制度の改革以上に財政的にも有効であると、理由づけられた(94)。

このためのＰＤ制度の機能として、次のことを備えることが必要であるとされた。すなわち、①証人を探索し、証言を述べてもらうようにする、②訴追機関、銀行、政府機関などからの関係情報の獲得を援助する、③国内における多様な分野の専門家を利用する可能性および専門家の質、科学的調査の状況などの情報を提供する、④法律調査局を設立する、⑤専門家と調査要員の指導を受けるために、法律扶助が迅速に獲得されるよう援助する、⑥同一性の識別されていない被疑者・被告人のために、早期に証拠物を検査する、⑦被疑者・被告人が確定されていない段階では、可能性ある弁護側の証拠を保有する、⑧法科学研究所への適切なアクセスを促進する、である(95)。

しかし、ＰＤが公判を準備し、弁護を行い、バリスタに指示することとなると、個人実務家による伝統的弁護が神聖なものとみなされてきたイングランド・ウェールズでは、相当の抵抗が予想された。そこでジャスティスは、被疑者・被告人が弁護人を選択することを前提にして、被疑者・被告人を弁護する機能を有するＰＤ制度を提案した（C）。そして次のような条件が付された。①ＰＤ制度は、広範な実践経験を備え、有効な弁護のために専門的な知識と手段を有するソリシタとバリスタによって整備される。その者達は、準備に必要な法律調査のための施設やその他の法科学施設に容易にアクセスできる。②ＰＤが扱う事件のなかには、困難かつ重要な要素の事件が多くなければならない。なぜなら、調査ないし準備の水準を高めることができるＰＤが、そのような事件

を取り扱ううえで望ましいからである。③ＰＤによる弁護を選択するかどうかは、被疑者・被告人による。特別に難しい事件を取り扱う手段を備えていないソリシタは、依頼者の同意により、事件の引き継ぎをＰＤに依頼することができる。④ＰＤは抗弁を適切に主張し、バリスタに教示する最良の能力を有することとする(96)。

以上の趣旨は、刑事法律扶助制度による弁護以外に、被疑者・被告人が別の弁護人を選択できることを実現し、ＰＤ制度に固有の長所を生かすためのものであった。またＰＤの弁護は個人弁護士による弁護の代わりとなるものではなく、ＰＤは個人弁護士と平行して活動することが企図された。そのため、依頼者の判断によってＰＤがどの程度利用されるかが、ＰＤ制度の成功の基準となることが考えられた(97)。さらに、刑事弁護の専門家として、ＰＤの役割が明確に意識された。つまり、有効な弁護を行うことが、ＰＤの条件とされた。

このような見解に立つとすると、ジャスティスは刑事法律扶助制度による弁護を全て個々のソリシタからＰＤに移すことに反対する。ジャスティスは、刑事法律扶助制度を基礎とした個人弁護士によるサービスを、被疑者・被告人の重要な権利の１つとして尊重した(98)。また、特に依頼者と弁護人との信頼関係を崩壊させるという批判に対して、依頼者の選択によることが基調とされるべきであるという考えに基づき、ジャスティスは次のような見解を示した。

「ＰＤオフィスは我々が提案した独立性と経験を有しているとみなされない限り、ＰＤが優勢になるとは我々は考えない。刑事司法に関する運営は、職業の自己利益という狭い料簡では解決され得ない問題である。そして法律扶助の多くの実践よりも高給を付与し、オフィスの経営が困難だからといって仕事への情熱が曇らされない者を引き付けることによって、ＰＤオフィスは明らかに有能な者たちにより整備されるであろう。弁護の質が究極のはかりであるとすれば、個人による実践よりもＰＤオフィスの方が保証されうるし、信頼されうるであろう」(99)。

以上のように、ＰＤが有効な弁護を提供しなければならないことが大前提とさ

れた。そしてＰＤ制度が職業的に責任のある主体であり、公衆が信頼できる高水準の仕事を維持することが条件とされたため、ジャスティスは次のことをＰＤ制度の条件として掲げた。すなわち、①ＰＤは検察官長の才覚をもっているものであること、②専門のスタッフに対する適切な給与が必要であり、ＰＤは生涯職業でなくてはならないこと、③組織は刑事弁護の問題に長年かかわってきた様々な自発団体の出身者からなり、刑事弁護に著名な業績を有する者で構成される助言委員会によって維持されるべきこと(100)、である。

他方、（Ｂ）の機能は現行の上訴制度に対する提案であった。本論文の主題とは、直接、関わりはない。しかし、ジャスティスの提案の全構想を確認するために、その内容をここで簡単に紹介しておくこととする。

ジャスティスは、当時、以下の問題意識を掲げていた。

イングランド・ウェールズでは、有罪の判決が陪審より下され、宣告が下されると、法律扶助を受けた被告人は困難な地位に立たされる。上訴段階で、法律扶助を受けている被告人は上訴が認められることを求めることができるだけである。そこでは書面審理が行われる。バリスタから口頭で主張がなされることはない。単独裁判官 (single judge) が認否を判断する。またバリスタが上訴を認める理由がないと判断すれば、被告人は独力で行動することになる。また、法律扶助を受けている被告人は、単独裁判官が上訴の申請を採用しなければ援助されない状態となる。法律扶助を受けている被告人は、ソリシタによって上訴理由が提出され採用が認められると、事件準備は刑事上訴レジストラーに引き継がれる。刑事上訴レジストラーはバリスタに必要な支持を与える機能とソリシタを指示する機能の二重機能を有する。上訴の聴聞に出廷したいと考える被告人は、その許可の申請をしなければならない。このとき、被告人は刑事上訴レジストラーと意志疎通が困難な地位に置かれ、刑事上訴レジストラーは被告人にとって疎遠な存在となり、上訴は書面上のものとなる。したがって、刑事上訴レジストラーと被告人との間では、職業上の信頼関係が存在しない。

このような様々な問題点が指摘された。さらに制度的欠点の１つとして、刑事上訴レジストラーは単独裁判官によって命令された法律扶助の範囲内で行動することがあげられた。例えば、被告人が新証人を召喚したいときに、別に許可を申請しなければならない。申請を支持する書面を考慮し、許可が認められないかぎり、刑事上訴レジストラーは証拠を準備するためにソリシタを指示することができない(101)。

上訴が認められないと、被告人の地位がさらに悪化する。最後の手段は、内務大臣に請願することだけである。内務大臣は恩赦 (free pardon) のために特権 (Royal Prerogative) の行使を勧告するか、訴訟の再審理を控訴院に命ずることができる。しかし、誓願者である被告人と内務省の間には何らかの関係は存在しない。内務省には調査設備はなく、調査は警察にかなり依存する(102)。

以上のように、上訴制度の問題があるため、独立した主体を創設することが必要となる。そこで、1987年の段階における以上の問題点に対して、ジャスティスはＰＤ制度を提案した(103)。提案されたＰＤ制度の機能（Ｂ）は、次の通りであった。

①　ＰＤが公判で被告人の弁護を行った場合、その後すべての段階においてＰＤは弁護を継続することができる。被告人が法律扶助によって弁護されていた場合には、被告人に有罪判決が言い渡され量刑が宣告されると、法律扶助は中断する。バリスタは上訴理由があるかどうか、もしあればそれらを解決するために、ＰＤオフィスを通して被告人を助言することが義務づけられる(104)。

②　ＰＤは、控訴院の刑事上訴レジストラーが現在行っている上訴準備とバリスタの指示に関する仕事を引き継ぐ。ＰＤは被告人と面会でき、バリスタを指示し、必要と思われる調査を始めることができる(105)。

③　バリスタが上訴理由なしと助言した場合、上訴が採用されない場合、バリスタあるいはソリシタが怠慢あるいは無能である場合には、法律扶助によって事件が追及され、独立した法的助言が不可能である現行制度の欠陥をＰ

D制度が埋めあわせる。いかなる事件も検討する権限をＰＤは持つ。理由があるとＰＤが思料した場合には、ＰＤは上訴する。単独裁判官によって上訴が採用されない場合で、ＰＤが上訴の理由があると再び考えた場合には、ＰＤは全員法廷で上訴の申請採用の主張を行うために法的代理を提供する権限を持つ(106)。

④　ＰＤは被告人の公判活動が怠慢であったか、誤ったものであるかどうか考慮することができる。被告人はなぜ有効な抗弁が存在しなかったのか、その説明をＰＤから受けることができる。不服があれば、ＰＤがその問題点を追及し、新しいバリスタに控訴院に主張を提起するように指示することができる(107)。

⑤　ＰＤは公判で弁護に使用された全書類を利用できる。ＰＤは被告人や（公判で供述したかどうかに関係なく）証人と面会することができる。ＰＤは必要であれば調査を行うことができる。ＰＤは事件を再検討し、上訴を促進する広範な権限を有する(108)。

⑥　上訴が認められなかった後では、ＰＤは現在の内務省や様々な機関によって行われている調査を行う機能を有し、例えば独立した調査員を利用できることと同様に警察を利用することができる。ＰＤは新証拠のために調査を始めることができる。その報告書は、控訴院やその他の裁判所、報告を検討するよう設立された調査機関に提出される(109)。

以上のようにジャスティスの提案するＰＤ制度は、調査機関を充実させ、訴追側と対等な弁護を可能にさせ、当事者主義訴訟を実現し、特に有罪判決後の被告人の地位を強化するものであった。また、現行の刑事法律扶助制度と併設される、現行の刑事法律扶助制度を補完する全国的に組織された性格のものであった。その意味で、法律扶助制度を改革する目的の1919年法案、死刑犯罪に限る1928年法案とは、目的が異なる提案であった。そして、ジャスティスの提案には、現代的問題に対応できる組織的制度の創設に主眼があった。

(2)　ジャスティス提案後の最近の動向

ジャスティスの提案による影響はどの程度であったのか。それより以前である1978年にプライス氏が、ＰＤ制度の費用に関する研究を行っているか否かを内務大臣に質問した。しかし内務大臣の解答は次の通りであった。すなわち、刑事手続における法律扶助に関する部門委員会が、1966年の報告書で、アメリカ合衆国の一部で行われているＰＤ制度についての資料を検討し、同制度の短所はわが国の長所を上まわるであろうと結論づけたし、これより後に政府はＰＤ制度を検討していない、と[110]。ジャスティスによる提案後の1989年にオースチン・ミッチェル氏は、スコットランド王立委員会の提案するＰＤ制度の実施について進展があるか否かを内務大臣に尋ねている（４月４日）。これに対し、ジェームズ・ダグラス・ハミルトン卿は、1986年スコットランド法律扶助法の規定にしたがってＳＬＡＢによって刑事法律扶助制度が実践されているから、現在のところそれで十分であると解答した[111]。ミッチェル氏はイングランド・ウェールズについて、スコットランド王立委員会の提案を検討しているのかどうか法務総裁に尋ねている（４月10日）。しかし、「スコットランドの王立委員会で提案された実験はスコットランドの法域に限られており、イングランド・ウェールズにおいてはそのような検討の予定はない」ことが解答された[112]。さらにミッチェル氏は、ＰＤ制度の有効性について政府が調査を行っているかどうかを法務総裁に尋ねている（４月13日）。しかし法務総裁は、ＰＤ制度の有効性について政府は調査していないしその計画もないと、解答している[113]。このように1987年以降に、ジャスティスの提案を受けたＰＤ制度の設立を検討する政府の動きは、見られなかった。

しかし、ＰＤ制度の議論がまったく行われていないわけではなかった。まず、法律扶助制度以外の選択肢として、次のようにＰＤ制度が評価された。

「おそらく政府がより資金を費やさなければならないとすれば、ＰＤ制度は資金を費やした見返りとして満足されるものであろう。理論的には、ＰＤは有効な弁護を維持し、一定のサービス水準を提供できることとなろう」[114]。

また、個人ソリシタには備わっていない訴追側の法科学研究所と情報システムを、ＰＤ制度によって弁護側設備として充実させることができるとすれば、弁護側が「内務省およびイギリス検察庁と等しい立場に立つことができる」と評価されている(115)。

あるいは充実した弁護に向けた科学サービスの提供が、バリスタ評議会(Bar Council)によって進められ、これがＰＤ制度の提案の一環としてジャスティスに支持されていた。さらにバリスタ評議会は、1993年に刑事司法について報告書を提出した刑事司法に関する王立委員会に対して、ジャスティスの調査機能に関する提案と同じＰＤ制度の設立を次のように主張した。

「国は（ＰＤオフィスと呼ばれる）オフィスを、資金を投入して設立すること。このオフィスは以下の方法によって弁護側を援助するために確立されるものとする。

①検察庁、銀行、政府機関などからの関連情報の獲得の援助。

②科学調査の状況、国内の様々な分野における専門家の利用可能性、専門家の質も含まれている情報の収集と提供。

③法律調査局の設立。

④同一性の識別されていない被疑者・被告人のために証拠物を早期に検査すること。被疑者・被告人が存在しない場合には可能性のある弁護側の証拠物を保持しておくこと。

⑤法科学研究所への適切なアクセスを促進させること」(116)。

弁護機能について当番弁護士制度との関連性のなかで、ＰＤ制度が議論されている(117)。ジャスティスは、1972年に当番弁護士制度を提案したときに、ＰＤ制度についてほとんど触れなかった。わずかに当番弁護士制度が失敗に終わった場合に、ＰＤ制度が検討される余地があると言及された。すなわち、ジャスティスの報告書では、あくまでも現在の問題状況を解決するうえでは当番弁護士制度で十分であり、この分析が誤っていればＰＤ制度が再考されることになると指摘されただけであった(118)。当番弁護士制度の設立後に、有給スタッ

フをソリシタ協会が雇用することも検討されたようである。しかしこの提案が、制度として実現したわけではなかった(119)。1993年に、24時間当番弁護士制度について少数の被疑者だけにソリシタがつかない状態を改善することを提唱する論稿では、個人実務の限界と関連して新たな選択肢として、ＰＤ制度が議論されている。しかし、ＰＤ制度は必ずしもよいとは言えないという評価が、ここではなされている(120)。また、ＰＤは事件に専念できることと、弁護人の利用可能性を高めることが長所であるが、資金面で国の操作を受けやすく、有能な弁護人をＰＤに引きつけることができないと、論じられた(121)。もっともこれらの議論は、ジャスティスの提案を受けた議論では必ずしもない。

最近では、イギリスにおけるＰＤ制度について新たな動きが生じた。1996年９月に、インディペンデント紙上に「大法官は合衆国スタイルの有給による法的サービスの計画を検討」(122)という見出しが掲載された。この記事は、アメリカ合衆国のＰＤ制度をイギリスにも導入すべきであるという観点から、ＰＤ制度が大法官部によって研究されているという趣旨であった。それまで政府はＰＤ制度について消極的な姿勢を示していたが、スコットランド大臣がスコットランドに試験的制度を設立することを計画し、それに続いて大法官部が合衆国ＰＤ制度を調査するという転換が生じた。

1996年６月に発刊された『犯罪と刑罰』と題する政府発行物では、スコットランドの提案の概略が示されている。そこでは、1986年法律扶助（スコットランド）法第５章のＳＬＡＢの権限を行使して、有給ソリシタがＳＬＡＢに雇用され、刑事法律扶助による弁護サービスを提供するという試験的制度が提案されている。試験的制度は都市部の１、２カ所で行われること、十分な代行者および十分な事件量が必要とされることが述べられている(123)。この導入論は基本的には刑事法律扶助による国家費用の効率的運用を目的としており、ＰＤ制度が経済的に有効であると唱えられているところにその特徴がある。

スコットランドの計画に対しては、スコットランド・ソリシタ協会から異議が唱えられている。ＰＤ制度は被疑者・被告人の弁護人選択権と両立しないし、

ＰＤによる弁護の質を維持することは難しいという反対論も根強い。しかし、現行法律扶助制度と平行して導入され、被疑者・被告人に弁護人選択権が確保されれば問題はないという議論も見受けられる。ただしこの見解に対しては、ＰＤが依頼者の信頼を獲得できないであろうという反論が寄せられている(124)。ＳＬＡＢからは、個人的に活動する弁護人とＰＤとの割合を７対３の割合によって実施することが要求された。政府もこの問題について、ＰＤが貧困者弁護をすべて受け持たないことを強調している(125)。

（注）

(78) ジャスティスについては、庭山英雄『民衆刑事司法の動態』（成文堂、1978）151頁以下参照。

(79) JUSTICE, *supra* note 4.

(80) 犯罪訴追法案の審議過程でも、国家機関としての訴追機関を設立することは、ＰＤ制度の導入を導くことになると議論された。ここではＰＤ制度が否定的に議論されたようである。小山雅亀『イギリスの訴追制度―検察庁の創設と私人訴追主義―』（成文堂、1995）76頁。

(81) JUSTICE, *supra* note 4, at Appendix D para. 8. 提案では（Ｂ）の機能について貴族院 (House of Lord) は検討対象となっていない。

(82) *Id.* at Appendix D para. 9.

(83) *Id.* at Appendix D para. 21.

(84) *Id.* at Appendix D para. 22.

(85) *Id.* at Appendix D para. 24.

(86) *Id.* at Appendix D para. 27.

(87) *Id.* at Appendix D para. 26.

(88) *Id.* at Appendix D para. 28.

(89) *Id.* at Appendix D para. 29, para. 35.

(90) *Id.* at Appendix D para. 30. ジャスティスは提案が現実的、具体的なものとするため、財政的な見積りも行っている。様々な要素を考慮し、本部（ロンドン）―£1,831,000、中央部―£1,165,000、地区事務所（ロンドン）―£1,190,000、地区事務所（地方）―£3,627,000、地方事務所（ロンドン）―£

1,839,000、地方事務所（地方）—£11,744,000と算定している。 *Id.* at Appendix D para. 38.

(91) *Id.* at para. 44. 有給スタッフとしてパリスタを雇用し、法律扶助による弁護をすべて引継ぐ弁護サービスの機能は、ジャスティスのなかでも多数が否定した。 *Id.* at para. 67.

(92) *Id.* at para. 15.

(93) *Id.* at para. 19.

(94) *Id.* at paras. 57-58.

(95) *Id.* at para. 55.

(96) *Id.* at para. 59.

(97) *Id.* at para. 62.

(98) *Id.* at para. 67.

(99) *Id.* at para. 61.

(100) *Id.* at para. 63.

(101) *Id.* at paras. 68-78.

(102) 次のことも問題点としてあげられた。すなわち、この段階で、被告人のため請求事件を取り上げる公的な法律扶助機関も存在しない、被告人のできることは、ジャスティス等の団体に働きかけることだけである、内務省が警察に調査が求めることは、警察が有罪判決を支持しがちであるから、被告人には最善とは言えない、ということである。 *Id.* at paras. 81-85.

(103) *Id.* at paras. 86-88.

(104) *Id.* at para. 90.

(105) *Id.* at para. 91.

(106) *Id.* at paras. 92-94.

(107) *Id.* at para. 95.

(108) *Id.* at para. 96.

(109) *Id.* at para. 97.

(110) 943 H.C. DEB, 1977-1978, Col. 79.

(111) 150 H.C. DEB, 1988-1989, Written Answers, Cols. 156-157.

(112) *Id.* at Col. 348.

(113) *Id.* at Col. 641.

(114) SPENCER (ED.), *supra* note 4, at 244.

(115) *Ibid.* 一方、否定的な評価を下しているものとして、Russell Stockdale & Clive Walker, *Forensic Evidence,* in CLIVE WALKER & KEIR STARMER (ED.), JUSTICE IN ERROR 94 (1993).

(116) Bar Council, *Bar Council Submission to the Royal Commission on Criminal Justice,* JUSTICE OF THE PEACE, Vol. 156, Feb. 1, 1992, at 156. もっとも、刑事司法に関する王立委員会の報告書では、ＰＤ制度は全く触れられていなかった。

(117) 有罪判決を受けた拘禁中の在監者の弁護人依頼権について、ＰＤは実現されていないのにもかかわらず、刑務所での代理可能性のある１つの手段として明確に意識する論稿もある。Alec Samuels, *Legal Representation Before the Board of Visitors,* [1989] CRIMINAL LAW REVIEW 701, 706. 最近のイギリス雑誌におけるＰＤ制度研究については、*See Michael McConville* & Chester L. Mirsky, *The State, the Legal Profession, and the Defense of the Poor,* 15 JOURNAL OF LAW & SOCIETY 342 (1988).

(118) JUSTICE, THE UNREPRESENTED DEFENDANT IN MAGISTRATES' COURTS, para. 110 (1971).

(119) この協議の内容については、*See* LAW SOCIETY'S GAZETTE, Wednesday 26 August 1987, at 2329-2330.

(120) Andrew Sanders & Lee Bridges, *The Right to Legal Advice,* in WALKER & STARMER (ED.), *supra* note 115, at 54.

(121) WALKER & STARMER, *Id* at 56.

(122) Patricia W. Davies, *Lord Chancellor Studies Plan for US-Style Salaried Legal Service,* The Independent, Monday 16, September 1996, at 4.

(123) THE SCOTTISH OFFICE HOME DEPARTMENT, CRIME AND PUNISHMENT, paras. 6.30-6.31, Cm. 3302 (HMSO, 1996).

(124) Davies, *supra* note 122, at 4.

(125) *Ibid.*

第３節　アメリカ合衆国におけるパブリック・ディフェンダー制度

１　アメリカ合衆国におけるパブリック・ディフェンダー制度の概要

(1)　パブリック・ディフェンダー制度の誕生

現代ＰＤ制度が初めて誕生したのは、20世紀初頭のカリフォルニア州ロサンゼルスである。約１世紀かけて、アメリカ合衆国では各州および各郡にＰＤ制度が導入された。そのためＰＤ制度は「20世紀の所産」と表現される(126)。

1900年代初頭には各地でＰＤ法案が提出されていたが、1914年に最初のＰＤ制度として知られるオフィスがカリフォルニア州ロサンゼルス郡に誕生した(127)。その後約10年間に、徐々にＰＤ制度が各地で導入された(128)。1921年までに、コロンブス（オハイオ州）、コネチカット州全郡、メンフィス（テネシー州）、オマハ（ネブラスカ州）、ポートランド（オレゴン州）、サンフランシスコ（カリフォルニア州）などにＰＤ制度が設立されていった(129)。すでにコネチカット州は、州規模の徹底したＰＤ制度の導入に踏み切った(130)。

この当時のＰＤ制度は極めて小規模なものであったと言えるであろう。例えばコネチカット州では、ニューヘブンの１人を加え、８郡の各々にＰＤを１人づつ配置するという、現代から見れば極めて小規模なものであった(131)。しかし、「1917年法の採用以来、確保された実務経験と仕事の数年間を見れば、コネチカット州では少なくともＰＤの真の機能は決して正義への障害となるものではなく、常に一貫した方法で依頼者の利益を守り、真に適切な司法制度の運営に貢献していることは明らかである」(132)と、評価された。その後、1926年オークランド（カリフォルニア州）、1930年にはイリノイ州シカゴ（クック郡）など徐々に各地でＰＤ制度が設立された(133)。シカゴのＰＤ制度は、それまでの他州の経験を考慮して設立されたものであった(134)。

しかしＰＤ制度は、必ずしも順風に帆をあげて成長したわけではなかった。

少なくとも、イギリスで議論されたようなＰＤ制度に対する批判は、常に存在した。例えば、クリーブラントではＰＤ制度に対する批判が強く、ＰＤ制度は成立には至らなかった(135)。また各地でＰＤ制度が誕生したとはいえ、それは広いアメリカ合衆国の一握りの地域であった。アメリカ合衆国では1932年のパウエル判決によるまでは、弁護人の援助を受ける権利の発展はあまり見られなかったし、弁護人の援助を受ける権利が与えられるかは州によって様々であった。

もっとも、ＰＤ制度数は着実に増加したことも事実である。1951年の段階では、全米で28のＰＤオフィスが設立されたという(136)。その10年後にＰＤオフィスの数がおよそ３倍に増え、1960年６月１日の段階でＰＤオフィスが96に増加したことが報告されている(137)。1951年にＰＤオフィスの人口に対する割合は14%以下であったところ、1960年にその割合は２倍に上昇した(138)。

(2) パブリック・ディフェンダー制度の発展

弁護人の援助を受ける権利に関する1932年パウエル判決から約40年間における連邦最高裁判所の判例展開によって、刑事弁護制度についてもかなりの変化が生じた。その理由は、第一に弁護人の援助を受ける権利の適用事件が拡大されたこと、第二に１つの事件に弁護人の従事する時間が捜査段階から上訴やプロベーションの撤回審理の段階まで拡大したこと、第三に犯罪率が上昇したことである(139)。特に、1963年ギデオン判決から10年間の弁護人の援助を受ける権利の拡大によって貧困者弁護の需要が激増したこと、また貧困者犯罪が増加したことは(140)、ＰＤ制度の導入に影響を与えた。

ＰＤ制度がどのように増加したのかについては、各種調査を参考に検討する(141)。ＰＤ制度は1961年には、人口比でおよそ25%に機能した(142)。そして郡比率では、およそ３％（アメリカ合衆国の郡総数はおよそ3,100）の郡でＰＤ制度が設立されていた(143)。一方1961年当時、32州が有償の国選弁護制度を非死刑事件に設立せず、1182郡が無償の国選弁護制度を採用していた(144)。シル

バーシュタインによると、1965年２月１日にはＰＤオフィスの数は117個となり、ＰＤは178郡に参与した(145)。その後1973年には、ＰＤ制度の比率は郡比率で28%、人口比で64%にまで跳ね上がった(146)。1975年に行われた70都市のＰＤ制度調査によると、ＰＤ制度の継続年数は平均８年間であって、70%以上のＰＤ制度がギデオン判決以降に設立され、ＰＤ制度に関係する弁護人の数と予算の規模および依頼者の数は過去５年間で著しく増加した(147)。このように増加したＰＤ制度の多くが、大都市に集中した(148)。

ＰＤ制度における新しい傾向が、州規模のＰＤ制度の登場であった。特に1972年アーガーシンガー判決は、州規模のＰＤ制度の設立を促進させた(149)。さらにこの時期に５つの州が上訴段階のＰＤ制度を設立している(150)。州規模のＰＤ制度が提案されたことにより、組織化されたＰＤ制度が地方に渡って設立されたため、ＰＤ制度の優秀性と有効性が主張されたのである(151)。

以上の動きについて、例えば1953年にブロワード郡にはじめてＰＤ制度が誕生したフロリダ州では、1961年まで４郡にＰＤ制度が存在した(152)。しかし、ギデオン判決の2ヵ月後に州は州規模のＰＤ制度を成立させた。その後、少年裁判所、上訴事件をＰＤが扱う法律が制定された(153)。1972年には、フロリダ州独特の選挙によって選ばれる常勤ＰＤ制度が法律によって制定され、資金はすべて州により負担されることとなった(154)。このように1963年以降は、判例法の展開だけでなくそれに応じた刑事弁護制度改革が行われた。

1983年の調査によれば、調査対象であるおよそ573のＰＤ制度の71%が国家機関であるＰＤ制度として、15%が政府と契約した個人弁護士として（ここでは後述するような契約弁護制度のことを言う）、９%が刑事弁護および準刑事弁護を行う私的非営利法人として、５%は法律扶助協会の刑事支部として、ＰＤ制度が運用されていた（法律扶助協会および私的非営利法人は政府等から資金が援助されている）。ＰＤ制度は様々な人口の地域に存在するが、100万人以上の都市に存在する可能性が多く、その地域における50%以上の貧困者の刑事事件を扱っていた(155)。

このように、第一に、ＰＤ制度はデュー・プロセス革命後、すなわち1960年代以降から激増し、第二に、ＰＤ制度の多くが都市部などの人口集中地帯に集中しつつ発展し、第三に、ＰＤ制度は州規模単位による組織的制度に変貌しつつあった。

(3) パブリック・ディフェンダー制度の概観

A 類型 ＰＤ制度は、わが国においては「公設弁護人制度」と一般に訳されている。しかし、ＰＤ制度の形態はさまざまである(156)。まずは、アメリカ合衆国の刑事弁護制度類型を検討してみる。1965年にシルバースタインは、アメリカ合衆国の刑事弁護制度を次のように分類した(157)。アメリカ合衆国は郡ごとに制度が異なり、国選弁護制度、ディフェンダー制度 (Defender System、以下ディフェンダーをＤＦと略す)、両者の混合型の３種類が一般に考えられる。そして、ＰＤ制度は、ＤＦ制度の一類型と考えられる。ＤＦ制度を分類すれば、主に有志弁護制度 (Private Defender System、以下ＰｒＤ制度と略す)、準パブリック・ディフェンダー制度 (Private-Public Defender System、以下ＰｒＰＤ制度と略す)、ＰＤ制度の３種類に分類される(158)。ＰｒＤ制度は地域基金や個人の寄付によって運営され、または政府からの非現金援助の支給を受けている制度である。ＰｒＰＤ制度は、国の財政援助によって弁護士会やその他の団体が専門弁護士を提供する形式の制度である。この分類によれば「ＰＤは国によって雇われた有給の弁護人が全時間あるいは一部の時間、貧困被疑者・被告人の弁護に専門的に専心するものである」と考えられることとなる(159)。そして、ＰＤが郡委員会や市議会、知事と議会の承認、裁判官からの選出、選挙などの方法によって選出される。３種類の相違は財源（国家から支給されるか）とオフィスの設立方法（公的身分か私的身分か）によって異なる(160)。一方、ＰＤ制度と国選弁護制度と相違は様々であるが、主な明確な違いは、①ＰＤは規則的に継続して行動するが、国選弁護人は各々の事件に指名される、②ＰＤは有給 (salary) によって通常保障されるが、国選弁護人は事件ごとに報

酬を受けることにある(161)。

またＰＤ制度にも、様々な態様がある。その違いは、主に①扱う事件の種類と②ＰＤが州規模で行われるか、郡によって実践されるているかなどの２点で異なってくる(162)。さらに、３種類のＤＦ制度の比較は、ＰＤ制度が一番強力な財源を持つことができるのに対し、政治的影響を受けやすく、逆にＰｒＤ制度は、強力な財源力はないが、ＰＤ制度よりは政治的な影響を受けにくいと考えられ、ＰｒＰＤ制度は両者の長所を得ることができると考えられていた(163)。

次にＰＤの中身とＰＤ制度と国選弁護制度との併設について検討してみる。この点について、1975年にゴールドバーグは「ＤＦ」について検討し、「ＤＦ」という言葉が混乱して使用されていると指摘した(164)。ここではＤＦの概念が検討され、次のように特徴づけられている。①ＤＦは事件ごとに報酬を受けるわけでなく、予算に基づいて給与を受ける。②ＤＦが活躍している法域では、国選弁護制度よりもむしろＤＦ制度の方が、貧困被疑者・被告人を扱う割合が多い。③裁判官の裁量によってＤＦが選任されるわけではなく、自動的に選任手続に従ってＤＦが選任される。④ＤＦは個人法律事務所では働くことがない。ＤＦはむしろすべての事件記録が保存されたＤＦオフィスとして設立され共同オフィスのスタッフとして働く（オフィスによる組織の一員）。⑤常勤によって貧困者の弁護を行い、個人的な業務に時間を割くことができない（刑事弁護の専門性）。⑥ＤＦ制度には、運営スタッフ、調査要員、社会奉仕スタッフのようなサポートスタッフが配置され、法律図書館、写真設備等の施設がある（組織の利用可能性）(165)。もっとも、次のことも指摘された。①以上の要素がすべてＤＦ制度に当てはまるわけではないこと(166)、②実際にはＰＤ法と名付けられるもののなかには実質的に国選弁護制度のものもあり、ＤＦの概念自体が不明確なものになっていること(167)、③「純粋なＰＤ制度」と「国選弁護制度との混合型」と「国選弁護制度」との線引も困難であること(168)、である。③の理由は、幅広いバリエーションがあるからである。すなわちＤＦオフィスが、100％貧困者を扱っている場合もあれば、その４分の１を扱っている場合

もある。つまり、ＤＦオフィスが貧困者の大部分を扱っている場合も多いが、それが逆転し国選弁護制度に依存する割合が高い場合も存在する。したがって、どこに線引をすればよいのか不可能であるということである(169)。

なお近年、ＰｒＤ制度はほとんど見受けられなくなった。つまり、政府による何らかの財政援助が実現されていると言える。これには、弁護に対する資金を支出する政府の義務が、第１章で検討されたように連邦最高裁判例によって州に義務づけられたためである。また、契約弁護制度という新しい形態も、1980年頃から増加した。そこで1983年にゴールドバーグとハートマンはＤＦ制度について、次の４つのモデルを分類し提示している。すなわち、①常勤のＰＤ制度、②常勤のＰｒＰＤ制度、③非常勤のＰＤ制度、④契約弁護制度である(170)。④は常勤のスタッフ弁護士がオフィスに控えているという意味でのＤＦ制度とは異なる形態であるが、契約刑事弁護制度もＤＦ制度のなかに含まれている。

契約弁護制度は、例えばサンディエゴで行われており、個人弁護士の31のグループが75％の貧困被疑者・被告人の弁護を扱っている。国選弁護制度と異なり、固定した資金が契約に従って弁護士に支払われていると、報告されている(171)。主に個人および個人法律事務所が特別料金で一定の貧困者を弁護することを契約する制度である。これによって一定の弁護人が貧困者のために確保される。契約弁護制度は経済的であるという点が利点であるとされている(172)。契約には、一律に契約料が固定されている場合や、事件毎に契約料が固定されている場合などがある(173)。非常勤のＤＦ制度と契約弁護制度の違いは微妙である。両者の相違は、第一にＤＦは雇用数に予算上の制限が存在するが、契約弁護制度には契約をする人数に予算上の制限が存在しないことが挙げられる(174)。また、非常勤の場合には、少なくともＤＦである場合には個人業務に制限があることとなるが、契約弁護人はあくまでも個人的に活動する弁護人であるという点が最大の違いであると言える。

我々の検討するＰＤ制度は契約弁護制度を含まないとしても、上記の①②③のモデルが合衆国の典型的なＤＦ制度であると言える。そして合衆国には、

現在、ＰＤ制度を代表とするＤＦ制度、国選弁護制度、契約弁護制度の３種類の刑事弁護制度があると考えてよい。公務員か否かという問題よりも、要は公的な財政援助があり、事務所に専属している法律家集団である点にＰＤを含む「ＤＦ」の意義付けがなされている。したがってここでは、アメリカ合衆国のＰＤを検討するにあたって、ＰｒＰＤ制度をもＰＤ制度の範疇として表現することが便宜である（以下、ＰＤと称する場合にはＰｒＰＤをも含むものとする）。また、ＰＤ制度と国選弁護制度との併設についても、注意を要する。

Ｂ　パブリック・ディフェンダー制度の長所および短所　次に、国選弁護制度、ＰＤ制度、契約弁護制度のそれぞれについて述べられている長所および短所を概観する。ＰＤ制度論については後に詳しく検討することにして、ここではロバーツおよびスパンゲンバーグの『アメリカ合衆国における貧困弁護制度』に基づいて、簡単に検討することとしたい。

国選弁護制度の長所は次のように述べられている。①個人的に活動する弁護士が最も有効な弁護を提供する。なぜなら、彼らは独立しているからである。②弁護士会の新規会員の良き実務経験を積む場を提供できる。③弁護士会はＰＤオフィスよりも事件を処理する能力にたけている。④個人的に活動する弁護士はＰＤよりも依頼者との信頼関係を築くことができる。ＰＤは貧困被疑者・被告人から信頼されない。⑤国選弁護制度の方が安価である。一方、国選弁護制度の欠点は次のように列挙されている。①経験の浅い弁護士が貧困者刑事弁護に参加することとなる。②準備・公判に十分な時間を費やすほど報酬が高くない。③弁護士会のメンバーのなかには将来の個人的な訴訟のために特定の裁判官に対して職業上攻撃的ではない。④弁護士は有効な弁護のための調査資金、専門証人、その他のサポート・サービスを求めない。⑤費用はその他の制度類型よりも予想以上に高い(175)。

ＰＤ制度の長所は次の通りである。①常勤の経験あるＰＤは、刑事弁護の専門家である。②事件の多い区域では、ＰＤは最も効果的に事件を扱うこととなる。③検察側が常勤のスタッフを利用しているように、弁護側も同様に有効な

弁護を提供するためにはスタッフが整備される。④常勤のＰＤは、個人弁護士が個人的に抱えている依頼者の事件で裁判官の前に出廷したときに感じるような圧力から解放される。ＰＤ制度の短所は次のように説明される。①圧倒的な事件負担量をＰＤは抱えることとなる。②刑事司法の分野において弁護士会の刑事弁護における役割が限定される。③ＰＤ制度は巨大な官僚機構に成長する。④ＰＤは大量の不服申立を裁判所に行い、訴訟を遅延させる傾向にある(176)。

契約弁護制度の長所は次のように述べられている。①費用がかからない。②貧困者弁護に契約弁護士は十分な時間を費やすことができる。契約弁護制度の短所は次のように述べられている。①契約は弁護の質ではなく費用に基づいて行われる。②固定された費用で契約する場合には、事件に時間を費やさなくなる。早い段階で答弁が行われ、あまり公判に事件が進むことはない。③資金が限られており、一方で事件量が多いために、契約弁護士は調査員・専門証人などの補助サービスを利用しなくなる。④事件負担量が予想以上に多い場合には、契約弁護士は有効な弁護を実現できない。⑤資金不足のために訓練・監督などは行われず、契約弁護事務所は若く経験のない弁護士を利用する(177)。

Ｃ　現状　1988年の司法統計局の刑事弁護制度に関する統計資料を検討すると、全米の各郡で利用されている1986年時における刑事弁護制度は、以下の表の通りである。

〈1986年時のアメリカ刑事弁護制度〉(178)

		ＰＤ制度		国選弁護制度		契約弁護制度	
年	(1986)	1982	1986	1982	1986	1982	1986
総　計（郡）	3083	1048	1144	1833	1609	201	330
アラバマ	67	6	9	61	58	0	0
アラスカ	4	4	4	0	0	0	0
アリゾナ	15	2	5	5	4	7	6
アーカンソー	75	18	9	57	66	0	0
カリフォルニア	58	49	49	0	0	9	9
コロラド	63	63	63	0	0	0	0
コネチカット	8	8	8	0	0	0	0

デラウェア	3	3	3	0	0	0	0
コロンビア特別区	1	1	1	0	0	0	0
フロリダ	67	67	67	0	0	0	0
ジョージア	159	19	19	127	127	13	13
ハワイ	4	4	4	0	0	0	0
アイダホ	44	14	14	1	1	29	29
イリノイ	102	74	74	28	28	0	0
インディアナ	92	44	61	44	31	4	0
アイオワ	99	15	15	84	84	0	0
カンザス	105	6	11	99	94	0	0
ケンタッキー	120	55	41	28	0	37	79
ルイジアナ	64	49	49	15	15	0	0
メイン	16	0	0	16	16	0	0
メリーランド	23	23	23	0	0	0	0
マサチューセッツ	14	12	12	2	0	0	2
ミシガン	83	5	8	41	46	37	29
ミネソタ	87	42	66	45	21	0	0
ミシシッピ	82	20	20	62	62	0	0
ミズーリ	114	20	59	94	0	0	55
モンタナ	56	4	4	37	30	15	22
ネブラスカ	93	26	16	62	75	5	2
ネバダ	17	15	16	0	0	2	1
ニューハンプシャー	10	4	10	6	0	0	0
ニュージャージー	21	21	21	0	0	0	0
ニューメキシコ	32	16	8	16	0	0	24
ニューヨーク	62	55	40	7	22	0	0
ノースカロライナ	100	14	10	86	90	0	0
ノースダコタ	53	0	0	50	49	3	4
オハイオ	88	30	30	58	58	0	0
オクラホマ	77	2	2	66	72	9	3
オレゴン	36	13	11	20	11	3	14
ペンシルバニア	67	67	67	0	0	0	0
ロードアイランド	5	5	5	0	0	0	0
サウスカロライナ	46	39	46	7	0	0	0
サウスダコタ	66	2	4	64	62	0	0
テネシー	95	4	8	83	87	3	0
テキサス	254	2	6	252	248	0	0
ユタ	29	17	17	0	0	12	12
バーモント	14	8	8	0	0	6	6
バージニア	104	5	13	99	91	0	0
ワシントン	39	6	4	31	15	2	20
ウェストバージニア	55	0	9	55	46	0	0
ウィスコンシン	72	47	72	25	0	0	0
ワイオミング	23	23	23	0	0	0	0

資料は、1986年の郡が採用する刑事弁護制度の統計である。ＰＤ制度、国選弁護制度、契約弁護制度の類型による。これによると1986年の3083郡のうち、国選弁護制度が1609郡（52%）で採用されている。しかし、その割合は郡の比率による1982年の60%から減少している。一方、ＰＤ制度と契約弁護制度は、それぞれ郡比率によれば、34%から37%、７%から11%へと増加している。その比率は、1973年の段階で28%であったところ、およそ10%程度に上昇した。1986年にＰＤ制度は1144郡で、契約弁護制度は330郡で採用されている。ここでいうＰＤ制度は、給料をもらっている常勤および非常勤のスタッフが控え、組織的に貧困者弁護を供給する組織が制度化されたもので、その組織は公的機関の他、政府から資金を提供された非営利法人が含まれる。その後、現在1999年までに10余年が経過し、これらの比率はさらに変化しているであろう。しかし、少なくとも現代のアメリカ合衆国における刑事司法制度において、ＰＤ制度が合衆国の一般的な刑事弁護制度として実践されてきたと言える。

次に、1995年に公表されたスパンゲンバーグおよびビーマンの論文に基づいて、アメリカ合衆国におけるＰＤ制度の概況に簡単に触れておく(179)。現在、半数以上の州が州規模の刑事弁護制度を採用している。これら州規模の刑事弁護制度は、責任や監督などの程度が異なるが、貧困弁護制度を州規模で統一している点において共通している。州規模の制度は、政府の司法局や行政局によって運営され、あるいは独立の公的ないし私的機関によって運営される。委員会が州ＰＤやその機関の長を選抜したり、政策を決定するために組織される。州によっては、州ＰＤが知事によって選任される(180)。

このような州規模の制度は①州規模ＰＤ制度、②責任の有する州委員会制度（州規模のＰＤは存在しない）に分類される。州規模のＰＤ制度を採用している州は、アラスカ、コロラド、コネチカット、デラウェア、ハワイ、メリーランド、マサチューセッツ、ミネソタ、ミズーリ、ニューハンプシャー、ニュージャージー、ニューメキシコ、ロードアイランド、バーモント、ウィスコンシン、ワイオミングである(181)。ほとんどの州が、すべての郡にＰＤ制度を備え

ている。しかし、いくつかの州では国選弁護制度および契約弁護制度を備えている。16州のうち９州は、制度を監督するための委員会を備えている。ただし、委員会の関わり方や責任は様々である。例えばマサチューセッツは、州ＰＤと委員会を有している。委員会がＰＤ制度と民間弁護士による弁護を調整することとなる。そして事件はＰＤ制度と民間の弁護士に振り分けられている(182)。

州委員会制度を採用している場合には、州委員会が州規模ＰＤ制度とともに州のなかに見られるものと、地方をコントロールするためと州が刑事弁護制度を監督するために州に設置されているものがある。これらの州では、州委員会がしばしば全体的な方向性を示したり、地方制度を運営する基準を発展させる。これらの制度理念は中央的・統一的政策を州全体に実施し、制度の有効性を確保しようとすることである。しかしこれらの州には、州規模ＰＤ制度がない。このような類型は、アーカンソー、ジョージア、インディアナ、カンザス、ケンタッキー、ルイジアナ、ネブラスカ、ノースダコタ、オハイオ、オクラホマ、サウスカロライナ、テネシー、の12州である(183)。

類型①と類型②の違いは微妙な場合もありうる。オクラホマは、州委員会と州ＰＤ制度の両方がある。貧困弁護サービス・オフィスがケースを４つの中央化されたスタッフ部門に振り分けられている。死刑事件、死刑事件の上訴事件、死刑の有罪判決後の事件、州全体に対する死刑事件ではない上訴事件が振り分けられている。一方、死刑事件ではない公判レベルの貧困弁護事件（軽罪、少年事件、重罪など）は、貧困弁護サービス・オフィスと契約した弁護士によって郡において取り扱われる。例外もあり、トルサ郡とオクラホマ郡では、郡によって設立されたＰＤオフィスが存在し、州制度とは完全に独立している。類型②では、州内の地方管轄が、制度の種類（ＰＤ制度、国選弁護制度、契約弁護制度）を決定することを法律によって権限づけられている。そこで、各司法管轄が、公表されているガイドラインの範囲内で、各々の必要性に最も適した制度を選択する。そして各管轄が独立して地方レベルで制度を運営していくこととなる。アーカンソー、ジョージア、インディアナ、カンザス、ケンタッ

キー、ルイジアナ、ネブラスカ、ノースダコタ、オハイオ、サウスカロライナはこのような委員会をもっている。しかし、その義務や責任は実質的に様々である(184)。

州委員会のなかには、予算を補うために地方の刑事弁護制度に分配される州資金をコントロールしている委員会がある。資金は、地方制度が委員会によるガイドラインに従っていることを示す場合にのみ利用されうる。いわば、州の資金は地方制度のために人参のような役割を果たし、地方制度は弁護資格基準を厳しくしたり、貧困資格の判断手続をよりよく実施させていくこととなる。あるいは、地方制度はＰＤの事件負担量を制限させたりして、弁護の質を確保しようとしている。ジョージアはこのモデルを採用した最も早い州の１つである。ジョージア貧困弁護カウンセル (The Georgia Indigent Defence Counsel) が州から1990年分の資金を1989年に受け、ジョージア最高裁判所によって採用されたガイドラインに刑事弁護制度がかなっている郡に支給された。ガイドラインは、時宜にかなった弁護人の選任、貧困資格の判断、契約弁護人の雇用、国選弁護人の報酬、国選弁護人の独立性の保障手続、事件負担量などを明確にしている。こうした方法によって、かなり効果が発揮されたようであり、159あるジョージアの郡のなかで、90がはじめの年にガイドラインに従うように制度を改革し、州資金を得る資格を得た(185)。1994年にルイジアナでも最高裁判所規則を通して、ルイジアナ貧困ＤＦ委員会 (The Louisiana Indigent Defender Board) が設立された。ここでも、委員会が前述のようなガイドラインを発展させるために設立されたわけである。またアーカンソーでも、アーカンソーＰＤ委員会の基準にかなった地方ＰＤ制度が、州からの援助を得る資格を有することとなる。インディアナでは、インディアナＰＤ委員会の基準に沿ったサービス計画を発展させたと郡が証明することができれば、非死刑事件の弁護を提供する費用の25%を州の費用で保障することとなった。ジョージア、ルイジアナ、アーカンソー、インディアナでは、委員会設立以前には、刑事弁護制度は郡レベルで行われ、郡ごとに一貫性がなかった。これらの州は、

職業上の独立性や政治的圧力あるいは司法的干渉からの自由を維持するといった問題を検討していたが、現在は、地方制度が自立性を保ちながら、しかし委員会からの州の監督により、質のよいサービスを提供できる一貫した制度が保障されることとなった(186)。

その他の州は、刑事弁護制度を組織する責任を郡あるいは複数の郡に付与している。どの種類の刑事弁護制度を選択するかは、郡委員会や地方弁護士会、地方の判事、これらのグループの組み合わせなどによって判断される。州レベルでの制度的監督はほとんど存在しなく、州委員会や運営者は存在しない。具体的には、アラバマ、アリゾナ、カリフォルニア、アイダホ、メイン、ミシガン、ミシシッピ、モンタナ、ニューヨーク、ノースカロライナ、サウスダコタ、テキサス、ユタ、ワシントン、の14州である。これらの州では州によって様々な形態をとっている(187)。

その他８州とコロンビア特別区は、以上の３つのカテゴリーには入らない制度を採用している。コロンビア特別区では、私的非営利団体であるＰＤ制度を採用している。各司法区に各々１つづつオフィスを有している。この制度は Board of Trustees が監督をして、事件の一部分を弁護する一方、私選弁護人や国選弁護人がその他の事件を弁護することとなる(188)。

フロリダでは、法律によって公に選挙されたＰＤによる20の独立したＰＤオフィスが設立されている。各司法区にオフィスが１つづつある。この構造は州によって設立されているものであるが、公判レベルでは州の監督はない。イリノイでは、法律によって、35,000以上の人口を有する郡は地方ＰＤ制度を持つこととし、人口の少ない地方ではＰＤ制度は選択的となっている。ただし、公判レベルでの州の監督はない。アイオワでは、州ＰＤが州規模貧困弁護委員会の運営ディレクターと同じような仕事を有し、委員会は存在しない。州ＰＤが、77郡に採用されている地方のＰＤ制度や契約弁護制度、国選弁護制度を監督する。ネバダでは、リノおよびラスベガスに大規模な郡ＰＤ制度がある。残りは、各郡の選択により、ネバダ州ＰＤによって行われている。郡が州ＰＤ制度から

脱退するとすれば、独自の制度を創設し、郡の費用からすべての費用が支出されなければならない。オレゴンでは、州裁判所運営オフィス(The Office of the State Court Administrator)との契約交渉を通して、郡による刑事弁護制度が確立されている。ペンシルバニアでは、法律によって、各郡が地方のＰＤ制度を持たなければならない。地方制度は公判レベルでは州の監督に服さない。バージニアでは、法律によって州の各地域にＰＤ制度が設立されている。ＰＤ制度を設立されていない地域では国選弁護制度が設立される。ウェストバージニアでは、州ＰＤサービス・オフィスが州の基金を運営し、非営利による13のＰＤ団体に資金を支出し、同団体が55郡のうち20郡の弁護を提供している。残りの35郡が国選弁護制度による貧困者弁護の提供を行っている(189)。

公判レベルにおける制度は、23州では州によって費用がまかなわれている。７州が郡によって費用がまかなわれている。16州は費用については州と郡の組み合わせとなっている(190)。

（注）

(126) LEE SILVERSTEIN, DEFENSE OF THE POOR IN CRIMINAL CASES IN AMERICAN STATE COURTS-A FIELD STUDY AND REPORT (VOL. 1, NATIONAL REPORT) 56 (1965).

(127) 1911年にオクラホマでＰＤ制度が成立したとするものもある。Alvin D. Hersh, *The Public Defender,* 5 MICH. ST. B. J. 132, 139 (1926). しかし、実際に設立された制度はＰＤ制度とは異なるとする見解もある。*See* SMITH, *supra* note 3, at 117.

(128) 20世紀初期の動向については、F. R. Aumann, *The Public Defender in the Municipal Court of Columbus,* 21 J. CRIM. L. & CRIMINOLOGY 393, 394-399 (1930); Hersch, *Id.* at 139; Mishkin, *supra* note 27, 498-502.

(129) EMERY A. BROWNELL, LEGAL AID IN THE UNITED STATES: A STUDY OF THE AVAILABILITY OF LAWYERS' SERVICES FOR PERSONS UNABLE TO PAY FEES 126 (1951).

(130) Kenneth Wynne, *Public Defenders in Connecticut,* 17 J. CRIM. L. & CRIMI-

NOLOGY 359, 360-361 (1926); Robert G. DeForest, *The Public Defenders in Connecticut*, 18 J. CRIM. L. & CRIMINOLOGY 522, 523-524 (1928).

(131) DeForest, *Id.* at 523.

(132) *Id.* at 526.

(133) BROWNELL, *supra* note 129, at 126.

(134) Mishkin, *supra* note 27, at 490; John H. Wigmore, *The Public Defenders in our Large Cities*, 25 ILL. L. REV. 687 (1931).

(135) *See* News, *Cleveland's Plan for Defense of Indigent Prisoners*, 12 A. B. A. J. 595 (1926); News, *Cleveland Bar Opposes Public Defender Plan*, 17 A. B. A. J. 191 (1931). この時のＰＤ制度に対する批判は、要約すると次の通りである。①検察官と親密になり、公平な裁判が危険にさらされる、②陪審員および公衆を困惑させる、③公務員の数が増加し有権者の負担になる、④経済的であるという合理的理由は存在しない、⑤ＰＤは事件を複雑にする、⑥熱意に欠け、被疑者・被告人の話を無視したり、無罪であるのに有罪答弁をさせる。WILLIAM M. BEANEY, THE RIGHT TO COUNSEL IN AMERICAN COURTS 219 (1955). クリーブランドでは⑥の理由が強調された。初期の頃から、ＰＤは裁判官・検察官との密接な関係により、被疑者・被告人の方には目を向けないとする批判が強かった。またＰＤは有罪答弁をさせる傾向にある、との批判も強かった。

(136) BROWNELL, *supra* note 129, at 126.

(137) Emery A. Brownell, *Decade of Progress, Legal Aid and Defender Service*, 47 A. B. A. J. 867, 867 (1961).

(138) *Id.* at 868.

(139) Nancy A. Goldberg & Marshall J Hartman, *The Public Defender in America*, in MCDONALD (ED.), *supra* note 10, at 79 (1983).

(140) *Ibid.* 1973年の段階で、重罪事件の65%、軽罪事件の47%が貧困被疑者・被告人であった。

(141) *See, e.g.*, Laurence A. Benner, *Tokenism and the American Indigent: Some Perspectives on Defense Services*, 12 AM. CRIM. L. REV. 667 (1975); Brownell, *supra* note 137; SILVERSTEIN, *supra* note 126.

(142) 1960年の段階で人口比の24.8%であった。Brownell, *Id.* at 868.

(143) Benner, *supra* note 141, at 669. ここでの比率による「ＤＦ」の範疇の大多数

がＰＤ制度である。また、その他にＰｒＤ制度、ＰｒＰＤ制度も含まれている。

(144) *Ibid.*

(145) SILVERSTEIN, *supra* note 126, at 41.

(146) Benner, *supra* note 141, at 669-670.

(147) Paul Wice & Mark Pilgrim, *Meeting the Gideon Mandate: Survey of Public Defender Programs,* 58 JUDICATURE 400, 405 (1975). ＰＤオフィスの継続年数は50%が６年以内、10%が20年以上、２%が60年以上であったという。

(148) Benner, *supra* note 141, at 700.

(149) GERALD D. ROBIN, INTRODUCTION TO THE CRIMINAL JUSTICE SYSTEM: PRINCIPLES, PROCEDURE, PRACTICE 236 (1980). この当時の各州のＰＤ制度の動きを知るには、 *See, e.g.,* Note, *Representation under the Ohio Public Defender Act,* 38 O. ST. L. J. 855 (1977)(Daniel O. Conkle); Note, *Implementing the Right to Counsel in New Jersey-A Proposed Defender System,* 20 RUTGERS L. REV. 789 (1966); Note, *Eligibility and Reimbursement under the New Jersey Public Defender Stature,* 7 HARV. J. LEGISLATION 449 (1970)(Philip C. Cook); Note, *The New Jersey Public Defender,* 5 COL. J. L. & SOC. PROBS. 153 (1969); Joshph J. Simeone, *The Missouri Public Defender bill,* 13 ST.LOUIS UNIV. L. J. 284 (1968); Newton R. Bradley, *Representation of the Indigent Accused of Crime from the Viewpoint of Court Appointed Counsel,* 29 MO. L. REV. 328 (1964); Douglas L. C. Jones, *The Responsibility of the Beach in Regard to Indigent Defendants,* 29 MO. L. REV 347 (1964); Daniel H. Polsby, *Colorado's Defender Act-Has the Time Arrivdd to Implement its Provisions?,* 36 U. COLO. L. REV. 235 (1964); Richard L. Thornburgh, *Indigents in the Pennsylvania Criminal Courts: The Impact of Gideon v. Wainwright,* 36 PA. B. A. Q. 59 (1964).

(150) このときイリノイ州、インディアナ州、ミシガン州、オレゴン州、ウィスコンシン州では州レベルの上訴ＤＦ制度が存在した。 Benner, *supra* note 141, at 700 n 10. 上訴の段階でのＰＤ制度は、①貧困者の弁護とともに、②上訴手続の有効性に貢献し、③刑事司法制度の無瑕疵性に貢献しているとして、上訴ＰＤは有効な弁護を行っていると評価されている。 *See* Note, *Statewide Public Defender Organizations: An Appealing Alternative,* 29 STAN. L. REV. 157 (1976)(George

Yubas). インディアナでは、州上訴ＰＤ制度が1945年に制定された。同制度を詳述し評価するものとして *See* Note, *Appellate Representation of Indigents,* 50 IND. L. J. 154 (1974).

(151) Nancy E. Goldberg & Marshall J. Hartman, *Help for The Indigent Accused: The Effect of Argersinger,* 30 NLADA BRIEFCASE 203, 205-207 (1972); Note, *Meeting the challenge of Argersinger: The Public Defender System in North Dakota,* 49 N. D. L. REV. 699, 720-721 (1973).

(152) Young T. Tindall, *The History of Florida's Public Defender,* 50 FA. B. J. 410, 411 (1976). 現在の具体的な状況につき、堀和幸「フロリダ州の公的弁護制度」日本弁護士連合会刑事弁護センター編・前掲注14、180頁以下参照。

(153) *Ibid.*

(154) *Ibid.*

(155) Shelvin Singer & Elizabeth Lynch, *Indigent Defense Systems: Characteristics and Costs,* in MCDONALD (ED.), *supra* note 10, at 108.

(156) ENCYCLOPEDIA OF CRIME AND JUSTICE (VOL. 1), at 285 [A. A. Morris] (1983) では、「ＰＤの利用の傾向が強い。『純粋な』ＰＤ制度のものでは、職業オフィスが設立され、検察官と同じように、専門化の結果としての能率性と専門知識という利点がある。仕事負担は大きく、集中しているため、調査員やその他の補助員が雇用されている。そのうえ、公的な基金から支払われている検察官と同様に、事件を処理しできるだけ迅速に報酬を得ようとする個人弁護士と違って、ＰＤは困難かつ複雑な事件に時間を投入することができる」とある。

(157) かつて平野龍一『刑事訴訟法』（有斐閣、1958）75頁は、無報酬国選弁護制度、報酬国選弁護制度、有志弁護制度、公設弁護人制度の４種の制度を紹介している。

(158) シルバーシュタインはＤＦ制度を私的・公的の度合によって４種類に分類している。しかし一般的には③と④がまとめてＰＤ制度とされている。SILVERSTEIN, *supra* note 126, at 40. このような分類方法としてはNote, *Legal Aid to Indigent Criminal Defendants in Philadelphia and New Jersey,* 107 U. PA. L. REV. 812, 817-820 (1959); Anthony Friloux, Jr., *Equal Justice under the Law: a Myth, not a Reality,* 12 AM. CRIM. L. REV. 691 (1975). 国選弁護制度は報酬、無報酬に分類される。ＰｒＤ制度は法律扶助協会を母体としたものと、独立したボランティア組織の２種類に分けられる。ＰｒＤ制度の正当性を主張するものとして、

Note, *Legal Aid for Indigent Criminal Defendants,* 18 VANDERBILT L. REV. 838 (1965): Note, *An Advocate For Indigent, Right of the Indigent Accused Today and Duty of the State,* 1 CATHOLIC U. L. REV. 75 (1951).

(159) SILVERSTEIN, *supra* note 126, at 39.

(160) *Ibid.*

(161) *Ibid.* その他にもＰＤになるためには、数年間の実務経験を必要とするといった資格などによっても違いが生じる。

(162) *Id.* at 41-43.

(163) *Id.* at 57-60.

(164) Nancy A. Goldberg, *Defender System of the Future: The New National Standards,* 12 AM. CRIM. L. REV. 709, 718 (1975). このＤＦ制度の大多数はＰＤ制度のことであると言うことが可能であろう。 *Id.* at 718-719.

(165) *Id.* at 718.

(166) *Id.* at 722. アメリカ合衆国ではかなりの数の非常勤によるＤＦが存在することには注意を要する。また選任方法についても、自動的にＤＦが選任される場合の他に、裁判官がＰＤ個人の名前を個人弁護士と同じように名簿に並べ、特定のＰＤを裁判所が任命する場合等、様々な形式があると、指摘された。 *Id.* at 721-723.

(167) *Id.* at 718-719.

(168) *Id.* at 725.

(169) *Ibid.* 例えばＰＤ制度の設立の他に、一定の国選弁護人をプールしておくことが定められている場合や、規則的に３つをＤＦに、１つを国選弁護人に事件を割当てるなど、様々な形式があると言えよう。なお、国選弁護制度の詳しい状況につき、岡田悦典・後藤昭・新部正樹「アメリカの公的弁護制度」日本弁護士連合会刑事弁護センター・前掲注14、63-68頁〔新部正樹〕、*See* CLEMENS BARTOLLAS & LORAS A. JAEGER, CRIMINAL JUSTICE: AN INTRODUCTION 284 (1988).

(170) Goldberg & Hartman, *supra* note 139, at 90. ①は、例えばカリフォルニア州ロサンゼルスで行われているＰＤ制度がその代表である。具体的な状況につき、四宮啓「ロサンゼルスの公的弁護制度」日本弁護士連合会刑事弁護センター編・前掲注14、167頁以下参照。②は、例えばニューヨークやフィラデルフィアの刑事弁護制度がその代表である。具体的な状況につき、石田省三郎「ニューヨーク

市の公的弁護制度」日本弁護士連合会刑事弁護センター編・前掲注14、100頁以下、茅沼英幸「フィラデルフィア市の公的弁護制度」日本弁護士連合会刑事弁護センター編・前掲注14、141頁以下参照。③については、例えばイリノイ州ペオリアでは、個人の時間の50%ないし60%を利用する10人の非常勤ＰＤによって運営されているという。小都市や地方で、多く見られる制度である。

(171) *Id.* at 90-94.

(172) Paul B. Wice, *Private Criminal Defense: Reassessing an Endangered Species,* in MCDONALD (ED.), *supra* note 14, at 44-45. ＰＤ制度、国選弁護制度と同じように契約弁護制度は有効な弁護を提供できる主張する論稿として *See* Alissa P. Worden, *Privatizing Due Process: Issues in the Comparison of Assigned Counsel, Public Defender, and Contracted Indigent Defense Systems,* 14 JUST. SYS. J. 390 (1991).

(173) Goldberg & Hartman, *supra* note 139, at 92-93. なお、契約弁護制度の詳しい状況につき、岡田・後藤・新部・前掲注14、68-72頁６〔新部正樹〕を参照されたい。

(174) Robert L. Spangenberg & Marea L. Beeman, *Indigent Defense Systems in the United States,* 58 LAW & CONTEMP. PROBS. 31, 35 (1995).

(175) ROBERT L. SPANGENBERG & PATRICIA A. SMITH, AN INTRODUCTION TO INDIGENT DEFENSE SYSTEMS 9-10 (1986). 依頼者は国選弁護人を好む傾向にあるが、有効な弁護が国選弁護制度によって提供されているわけでもなく、経験の浅い弁護人が定期的な練習として国選弁護を引き受ける傾向もあると主張される。BARTOLLAS & JAEGER, *supra* note 169, at 284.

(176) SPANGENBERG & SMITH, *Id.* at 11-12. ここでは、ＰＤが依頼者の利益を真に保護することはないということは、挙げられていない。詳しい議論については後述のＰＤ論の分析を参照されたい。

(177) *Id.* at 13-14. なお、実際の調査をもとにして、各刑事弁護制度の類型の問題点を分析しているものとして、岡田・後藤・新部・前掲注14、58-72頁〔新部正樹〕を参照されたい。

(178) U. S. DEPARTMENT OF JUSTICE, BUREAU OF JUSTICE STATISTICS, CRIMINAL FOR THE POOR 1986, at 3 (1988). 全体的な状況につき、さらに詳しくは岡田・後藤・新部・前掲注14、43-56頁〔新部正樹〕を参照されたい。

(179) Spangenberg & Beeman, *supra* note 174.

(180) *Id.* at 37.

(181) 1986年の調査の段階では、マサチューセッツ、ミネソタ、ミズーリ、ニューメキシコの各州では州規模のＰＤ制度が設立されていないように見受けられる。詳細は定かでないが、1996年までの10年間にこれらの州では州規模のＰＤ制度が設立されたと考えられる。マサチューセッツ州では、委員会を中心として、民間弁護士が貧困者弁護を原則として引き受け、その他に州規模のＰＤ制度が担当するという独特の制度をとっている。詳しくは、丸島俊介「マサチューセッツ州の公的弁護制度」日本弁護士連合会刑事弁護センター編・前掲注14、153頁以下参照。

(182) *Id.* at 37-38.

(183) *Id.* at 38.

(184) *Ibid.* なお、オハイオ州の詳しい状況につき、庭山英雄「オハイオ州の公的弁護制度」日本弁護士連合会刑事弁護センター編・前掲注14、188頁以下参照。

(185) *Id.* at 38-39.

(186) *Id.* at 39-40.

(187) *Id.* at 40.

(188) 第３章第３節３(1)Ｂ参照。また、コロンビア特別区の刑事弁護制度の詳しい状況につき、海渡雄一「ワシントンＤＣの公的弁護制度」日本弁護士連合会刑事弁護センター編・前掲注14、112頁以下参照。

(189) Spangenberg & Beeman, *supra* note 174, at 40.

(190) *Id.* at 43.

2　パブリック・ディフェンダー制度論の検討

(1)　20世紀初期のパブリック・ディフェンダー制度論

A　理念論　ＰＤ制度の誕生は20世紀初期のことであるから、連邦最高裁判所における弁護人の援助を受ける権利の判例とはあまり関連がなかった(191)。しかしＰＤ制度の導入期には、様々な論文などによりＰＤ制度の長所やその理念

が主張されてきた。

近代ＰＤ制度の思想および理念を、例えば、ルービンは次のように表現した。

（被疑者・被告人の権利を守るという）「理念は次の事実に基づいている。有罪の者を処罰することと同様に、無罪の者を守ることが政府の義務である。被疑者・被告人が貧困のために弁護できないときは、そのような弁護手段を提供することが政府の義務である。すべての階級の人々を公正に取り扱うことが政府の義務である。無罪推定の原則が大前提である限り、被疑者・被告人は適切に抗弁を主張するために、十分な手段と機会を持つべきである。ＰＤを持つということは、告発された貧困者が代理されていない場合、いずれの事件も掌握する用意が常にあるという経験と高潔を備えることを約束する役人 (official) の存在を意味する」(192)。

このように、ＰＤ制度はたんに被疑者・被告人を守ろうと言う感傷主義に基づく制度ではなく、公正な裁判を実現、獲得するための制度であるという弁護人の援助を受ける権利と同じ理念に基づいていた。そして、検察官の義務が、有罪判決を確保することではなく、公正な裁判によって有罪が確定するために行動することであるという原則と同じように、ＰＤの義務は、有罪の人を無実にすることではなく、無罪推定の原則のもと、無実の者が有罪とはされないために行動することである、と主張されたのである。このように貧困被疑者・被告人にも等しく権利を保障し裁判を実現するという公正な裁判の理念、および法の下の平等という理念に、ＰＤ制度を導入する主張は基づいていた(193)。一方、ＰＤが刑事専門の弁護人であり、経験ある弁護人であるという理念が、ＰＤ制度の理念であることに疑う余地はない。実際に、ＰＤ制度が具体的に制度として導入された20世紀の様々な論稿には、刑事専門であり経験のあるＰＤが、貧困者保護を目的として実践されるべきであると主張されたのである(194)。弁護人の援助を受ける権利の理念に基づき、弁護権保障の担い手として、ＰＤが期待されたのである。

スミスによれば、貧困被疑者・被告人の弁護をする責任のある役人および弁

護士が、そのサービスのために支出された費用を政府から支払われること、また、事件ごとに異なった弁護人を持つ代わりに、すべての仕事が１人の役人あるいは機関の手に集約されること、という要素がＰＤ制度の本質的な理念であると説明されている(195)。19世紀末から20世紀初頭にかけて、アメリカ合衆国でＰＤ制度を設立すべきであるという法案が盛んに提起されていたが(196)、その当時の提唱者の１人であるフェラーリは、すべての仕事が機関の手に集約されることについて、同じく次のように述べた。

「現在、政府のために助言する検察官が存在する。一方被疑者・被告人は、罪を犯したために法理論上は個人に対してではなくその者のいる社会から攻撃される側に存在する。そして、私は被疑者・被告人のために助言するＰＤを論ずるのである。政府はその正義を求める人々を尊重するために権限を獲得するだけでなく、アメリカ合衆国憲法がうたう、当然に与えられるべき迅速な裁判と、理性による知的かつ平等である裁判を被疑者・被告人に与えることにより、たまたま罠にかかった不幸な人々にも恩恵を施すのである」(197)。

平等の理念を考慮しつつ(198)、ここで検察官が意識された。したがってフェラーリの考え方によれば、貧困者弁護をＰＤ制度の導入によって保障し、検察官制度と同じように正義の理念が追求されなければならない。その他の論稿においても、同じような論旨によるＰＤ制度の導入論が主張されていた(199)。例えば、ベイカーは「『犯罪的弁護人』の問題の解決は、究極的には、可能な限り憲法の精神において、個人弁護の廃止にあるのかもしれない。ちょうど私訴制度が公訴制度に譲歩したように」(200) と表現している。パルメリーは、貧困者が弁護人の援助を受けることができないことにより不正義が実現しているという問題意識から、事件毎に弁護人を付ける方式では不十分であるとして訴追制度と同じように刑事弁護制度を改革すべきであると主張した(201)。さらに、パルメリーはＰＤ制度の長所を様々に主張している。その論旨は、法の下における平等の理念と正義という理念に基づき、ＰＤによって有効な弁護が提供されるという点にある(202)。

このように、近代刑事司法制度において私追制度から公訴制度に移行したことに続き、刑事司法制度の最後の改革としてＰＤ制度の導入が提唱された。もっとも検察官との対等性を保持するためにＰＤ制度の導入が議論されるとすれば、理論的には、ＰＤ制度が貧困者救済の目的のために設立される必然性はないことにもなる。そこで、ＰＤが貧困者に提供されるだけでなく、検察官制度と同じようにすべての被疑者・被告人を弁護するものがＰＤ制度であると理解する論稿も存在する(203)。

このように、①経験のある刑事専門の弁護人が貧困者の救済を行う正義・平等の理念からＰＤ制度の導入論が主張され、②検察官に対抗する存在としてＰＤ制度の導入論が主張されたのである。

もっとも、法の下の平等という原則、公正な裁判の理念と相まって、次に説明するように、国選弁護制度にかわるものとして貧困者である被疑者・被告人の救済のためにＰＤ制度の導入が主張された(204)。なぜなら、弁護人を雇うことのできる被疑者・被告人よりも、弁護人を雇えない被疑者・被告人は、一層、不公平な無力な状態で存在したからである。そして、現実にＰＤ制度は、アメリカ合衆国において、貧困被疑者・被告人の救済を目的とする制度の１つとして発展したのである。

Ｂ　国選弁護制度との対比論　ＰＤ制度導入論のなかで最有力の理由となったのが、国選弁護制度の失敗と比較したうえでの、ＰＤ制度の有効性論であった。平等の理念を基礎とした貧困者弁護を保障するための国選弁護制度が不十分であったという現実は、ＰＤ制度の導入論にとって決定的であった(205)。

第一に、国選弁護制度は、職業的な地域責任の意識からなるものや、慈善的な色彩のものであるいう側面もあったのであろう(206)。少なくとも慈善的な活動には、限界が感じられていた。例えば、「政府が貧困被疑者・被告人の弁護を保障するならば、保障のための実践は、慈善行為ではなく司法行為である。それゆえそれは、個人的な人々に委ねられるべきではなく、あるいは、慈善団体に委ねられるべきではない。それは、直接、政府によって想定されるべきで

ある。この視点から論理的にＰＤの要求が導きだされる」[207] と、主張された。そしてそのことが、依頼者と弁護人との関係にも影響していた。すなわち第二に、国選弁護制度の多くは国選弁護の報酬がないまま運営されていた[208]。それは弁護人にとって不公平であるだけでなく、弁護の質にも影響していた。したがって国選弁護人の付いた被疑者・被告人にも不公平な結果を、それは導いていた。第三に、国選弁護制度は、弁護の質が低いことだけではなく、弁護人が裁判官によって選任されていることも批判された。すなわち、裁判官は友人やあまり闘争的ではなく裁判所と協力的な弁護人をしばしば選任すると、非難されたのである[209]。

このような国選弁護制度の批判をも受けて、その代替として、ＰＤ制度が有効な弁護を提供する手段として注目された。例えば、20世紀初期の代表的なＰＤ制度推進論者であるゴールドマンは、「『国選弁護』制度は…より啓発された公的弁護制度に道を譲るべきである」と主張した[210]。

Ｃ　効率性論　ＰＤ制度の発展の理由を、マウンツは最近の論稿でＰＤの専門性、国選弁護制度の失敗に加えて、ＰＤ制度の「経済性」がその支持における説得的根拠であったことを指摘している[211]。またマッキンタイアーも、ＰＤ制度が「効率的 (efficient)」であることが、ＰＤ制度の導入に説得的な理由となっていたと論じている[212]。

現代において「ＰＤの役割が、貧困被疑者・被告人の弁護よりも裁判所の必要性のために創設されたとする見解に争う余地はない」と指摘されているように[213]、20世紀前半のアメリカ合衆国では、刑事司法制度における効率性が追求された。効率性とは、具体的には財政の節約、時間の節約、適切な刑事司法の促進などである[214] そしてそのために資する刑事弁護制度として、ＰＤ制度が主張された。例えばゴールドマンは、ＰＤ制度の強硬な賛成論者として、効率的であるという観点から「正義、効率性、そして経済性から（ＰＤが）正当化されるべき」[215] であると主張している。

もっとも、例えば「歴史的な証拠により、制度をさらに効果的にする方法と

してＰＤを支持した1920年代の人々は、効率性 (efficiency) が、たんにコストを節約するよりもむしろ正義をもたらすものであるという真摯な信念からそうしたのである」と評価されている(216)。パウンドは1920年代に、もし刑事司法制度が真に公正であり、正しく適切な「法の理念と法執行」を市民に教えることができるのであれば、すべての点でより効率的にならねばならないと論じ(217)、「民主主義的な制度は、非効率的であってはならない。…なぜならば、人々は、司法制度が組織されていないと、もっともあまねく損害を蒙るからである」と論じている(218)。このように、この時代では「科学的方法」「合理化」「効率性」といった理念がよいこととみなされ、安っぽいということではなかった。これらの要素は、被疑者・被告人の利益にも司法の正義にも資するものと考えられたのである(219)。そして、科学的・進歩的な制度として、ＰＤ制度が要求された(220)。

以上のように、ＰＤ制度は、①その理念に基づいていたことはもちろんであるが、②国選弁護制度の改革として考えられたと同時に(221)、③科学的・進歩的であり、「効率的」な制度として期待された。もっとも、ＰＤ制度が効率的な制度であるという根拠は、その後のＰＤ制度に対する批判に影響したことも否定できないであろう。なぜなら、理念論や国選弁護制度との対比論は、あくまでも被疑者・被告人の弁護人の援助を受ける権利を保障するための議論であったが、効率性論は必ずしもそうではなく、それは刑事司法制度全体からの視点が強調されがちであったからである。そして、ＰＤ制度が効率的な刑事司法制度の運営に資することになれば、ＰＤが依頼者の利益よりも裁判所や検察官の利益、さらには刑事司法制度全体の利益を重視することになりうるのではないかという議論につながるからである。

(2)　パブリック・ディフェンダー制度批判論

ＰＤに対する批判が厳しく展開されるようになったのは1950年代であった。特に、ディモックは、痛烈なＰＤ制度批判論を展開した(222)。その批判は、そ

の後のアメリカ合衆国のＰＤに関する議論の出発点となった。その他にこの時代の代表的な論稿としては、ポロック(223)、スチュアート(224)、フリーマン(225)の論稿を挙げることができる。

フリーマンは、これまで検討してきたようなＰＤ制度の導入肯定論を、網羅的に展開した。ＰＤの長所は次のように整理された。①経済的である。②国選弁護制度よりも有効な弁護を提供できる。オフィスは、貧困被疑者・被告人を弁護するためにのみ設立されたため、弁護士は訓練を受け、経験を積むことができる。③十分な準備が可能となる。検察官に利用できるような調査スタッフを、貧困者のために利用できることとなる。④時間の節約となる。⑤ＰＤによって複雑な事件が簡便に処理される。⑥有罪が明らかな場合に刑の軽い宣告を受けることを貧困者が希望すれば、ＰＤは有罪答弁を進めることができる。⑦非良心的な弁護がなくなる。⑧刑事司法制度の運営が向上する。以上の長所を挙げて、フリーマンはＰＤの有効性を主張した(226)。さらにフリーマンは、ＰＤは公務員 (public official) であるから、公共的責任があり、ゆえに最も論理的な発展形式であると主張した(227)。そしてＰＤオフィスが設立されれば、すべての被逮捕者が遅滞なく、そのＰＤによる相談を受けることができ、（警察における）残虐な取り扱いはほぼ完全な終焉を告げることになるだろうと主張した(228)。

これに対抗する論文として、スチュワートの論文が同じ雑誌に掲載された。ここで、ＰＤ制度をめぐる批判論が展開された。スチュワートは、ＰＤ制度が「原理的に不健全である」と考えた。そもそも、公務員が弁護人となることを想定するのは誤りであると、スチュワートは断言した(229)。そして、ＰＤは「もともと裁判官の役人である」(230)、として従来の国選弁護制度を支持した(231)。

ポロックは、公務員 (public official) であるがゆえに、裁判官のご機嫌を伺い、検察官の批判者となりえない、それゆえ「原理的に不健全である」、というスチュワートの議論は、裁判制度全体や実務を非難するものであり、ＰＤの理念が不健全であることを意味しない、とする(232)。ポロックは、スチュワー

トの見解を批判しながらも(233)、第三番目の道を模索した。すなわち、ＰｒＤ制度の必要性を主張した(234)。ポロックは、組織的に行われるＰｒＤが、依頼者への職務を十分に果たし得ると考えた(235)。

ディモックは、連邦裁判所にＰＤを設立する議会の主張に対応して、痛烈な批判論を展開した(236)。1932年にニューヨークの法律協会が、ＰＤ制度の推進者であるゴールドマンの見解に賛同することを表明し、1939年にＡＢＡが連邦裁判所についてＰＤ制度を導入することに賛同した。また、この当時、ＰＤ制度の導入論は合衆国首席裁判官 (Chief Justice) と、司法長官 (Attorney General) の見解でもあった(237)。この趨勢を背景にディモックは、次のように批判論を展開した。

ディモックの刑事弁護人像は、パルチザン (partisan) であった(238)。依頼者の利益のために、一意専心の気持ちで裁判所に対抗する姿勢こそが、求められるべき刑事弁護人像であった。また、ディモックは政府に対して、常に懐疑的な視点を抱いていた。「刑事弁護は決して政府が介入してはならない領域である。一度政府が刑事弁護の権限を得ようものなら、政府の権力は絶対的なものとなるであろう」(239)。このようなディモックの国家観、刑事弁護人像からすれば、多くの州と郡で、ＰＤ制度が実施され賞賛を浴びていることは、彼にとっては「ぞっとする」ことであった(240)。

ディモックの批判論は次のように整理される。第一に、警察国家の誕生に対する批判である。「政府が訴追と同時に弁護をすることは、警察国家であり、それを構築することに対しての闘争は、一歩も後退してはならない」(241)。ディモックはこのように主張している。そして特にディモックは、検察官は司法官 (judicial officer) であるが、弁護人はパルチザンであり、決して司法官であってはならないことを強調する(242)。第二に、ＰＤは政府によって支持されるため、それにまつわる固有の危険性があるとする。この危険性を考慮すれば、無償の国選弁護制度の方がまだ優れているとディモックは主張する(243)。特に、ＰＤが政府によって任命され、報酬を受けることとなると、生計は任命権限者

に依存することになる。それは、選挙市民であれ、郡監督委員会であれ、裁判所、裁判官であれ同様であるとディモックは主張する(244)。

「裁判官や裁判所にその地位を負っているＰＤは、彼らの前では、被疑者・被告人の利益のためにという単独の視点をもつことができない。人間には自己防衛本能が強く、そのため、彼は裁判所や裁判官との関係を考慮して、行動するであろう。オフィスが、選挙によるのであれば、選挙関係を考慮して、行動することになるであろう」(245)。

以上のように主張し、「ＰＤは依頼者のことよりも、その他の人々の利益を考慮する」(246)、とディモックは批判した(247)。

ディモック論文の反響は大きかった。ディモックとスチュワートの議論は、政府に対する強い警戒感から出発していた。ハリントンとゲッティーはディモックの議論に反論し、ＰＤは個人的に活動する弁護人と同じ信条に基づいており、検察官および裁判官とは根本的な違いがＰＤにはあると主張した(248)。また、ロサンジェルスＰＤであったカフは、ディモックの批判の５年後に、カリフォルニアのＰＤが熱意のある有効な弁護を、個人的に活動する弁護人と同じように提供していると主張した(249)。カフの議論は、カリフォルニア州裁判官であったデビッドによって支持された。デビッドは、有効な弁護が不可能となるようなＰＤと検察官との密接な関係は存在しないこと、ＰＤは有罪答弁では有利な地位にあることを主張した(250)。このように刑事弁護と国との関係が問題とされ、依頼者の利益に資する刑事弁護が実現されうるかという刑事弁護の理念が追求され、ＰＤの独立性の問題が議論された。

その後ＰＤに対する批判はデュー・プロセス革命の荒波に押し流された形となって、ＰＤ制度が飛躍的に発展した(251)。マッキンタイアーは、この過程を「裁判の正当性」を保つための過程であったと分析している(252)。しかしその後も、検察官と弁護人を政府が独占し、ＰＤの弁護人としての独立性が欠如するであろうという批判は、ＰＤ制度をめぐる議論において常に中心的な問題であった。そしてＰＤは裁判官・検察官と緊密に交際し、真の弁護人として当事

者主義における独立した役割を演じることができないのか、ＰＤは依頼者の利益のために刑事弁護を行っているのかが問題とされ続けた。さらにＰＤ制度が発展するにつれて、この問題はアメリカ合衆国における刑事司法制度の重要課題ともなっていった。例えばパッカーは、２つの異なったモデル、すなわちデュー・プロセス・モデルと犯罪抑止モデルの見地から、刑事司法手続の分析方法を指摘したが(253)、この２つの軸に対しＰＤはどちらのモデルに寄与するかが問題とされた。1966年から1967年にかけてのミネソタ州における刑事手続の研究では、ミネソタ州で1965年に州規模のＰＤ制度が導入された結果、ＰＤはデュー・プロセス・モデルの方向に影響を与えていると議論された(254)。その他にも刑事司法制度における実証研究において、ＰＤ制度の問題が刑事手続の観察・裁判結果を通して議論された。

(3)　実証的研究によるパブリック・ディフェンダー制度論争

A　パブリック・ディフェンダーの当事者性をめぐる論争

実証研究における論争のさきがけとなった研究が、ＰＤが扱う被疑者・被告人の態度に焦点を当てたスドノウの研究であった（1965年）(255)。スドノウは社会学的分析を導入して、日常の弁護活動から刑罰規定が「現実」にどのように使用されるのかを分析した。そしてスドノウは、第一に、一定の法規に焦点をあてた有罪答弁の検討、第二に有罪答弁の場合におけるＰＤの弁護活動の検討、第三にＰＤの弁護活動の傾向を分析し、ＰＤ制度に顕著な組織的行動形式とＰＤの日常活動における刑法の利用方法について考察した(256)。

有罪答弁では訴追する犯罪の変更がその中心課題である。もともとの重大な犯罪訴追によって公判で宣告される量刑よりも、軽い量刑の犯罪について有罪を答弁することで軽度の量刑の獲得を被疑者・被告人に検察官が提案し、被疑者・被告人がその提案に同意する過程が有罪答弁の１つである。ＰＤは弁護人として有罪答弁の仲裁役となる。被疑者・被告人が無罪を獲得できる見込みがない場合には、有罪答弁を行うことが重要となる。ここで、罪体に刑の軽

い罪体が包含されている場合には、軽い罪体について有罪を答弁することとなる。しかし、罪体に直接その他の罪体を構成するものが存在しない場合には、犯罪行為を構成する行為過程に事実上含まれる軽度な犯罪が着目される(257)。

この場合に、「典型的」な行為類型・社会的背景・事件の状況・被害者の類型などが重要となる。スドノウはこのことをＰＤが熟知していると主張する。そしてＰＤの日常行動は次のような性格を有すると、スドノウは主張する。①ＰＤは「犯罪」の類型を重視し、依頼者の個人的な問題を考慮しない。②ＰＤにとって、犯罪を規定する制定法は重要ではない。③そして一般に訴訟過程に持ち込まれる「犯罪」についての一般的な犯罪者と犯罪の特徴・類型が、ＰＤにとって重要となる。④このような「犯罪」は、行われる「場所」によって定式化される。ＰＤは場所によってどの「犯罪」が行なわれるか、学んでいる。⑤ＰＤはこのような「犯罪」を犯した犯罪者の類型についての特別な知識、日常の中でよく出くわす「犯罪」に詳しいか否かによって、能力を評価される。ＰＤは法律知識だけでなく、社会構造と犯罪学的知識と関連事件に関する「犯罪」の専門性が要求される(258)。したがってＰＤの仕事は「弁護」することではなく、被疑者・被告人を区分し、その犯罪の性質に応じて彼らを分類し、それを「事務的」に取り扱うだけである、「ＰＤの行動は、依頼者の無罪を確保することには、めったに向けられない」(259)と、スドノウは主張する。

スドノウは、このような「弁護」が有罪答弁の過程を通して検察官との協力作業によって行われると主張する。そして、次のようにスドノウは主張している。①個人的に活動する弁護士の中心課題は依頼者の利益を代弁することであるが、ＰＤは裁判所との関係が中心課題となる。②組織的にＰＤは配置され、依頼者とのコミュニケーションは少なく、ＰＤ間でも特定の被疑者・被告人について情報を交換することはない。③ＰＤは依頼者の「弁護」のために情報を受けたりせず、ＰＤにとって書類がすべてとなる。ＰＤは書類を午前中に手渡され、初めてそこで目を通すこととなる(260)。④事件の詳細より事件の典型的な情報をＰＤは獲得する。⑤そしてＰＤは有罪を前提として依頼者に質問し、無

罪を獲得する弁護方針にほとんど至らない。⑥このようにして、ＰＤは検察官との共同作業によってより軽い刑の犯罪について有罪を依頼者に答弁させる(261)。そしてスドノウは次のように結論づけている。

「ＰＤは、裁判所における有罪判決を行っている日常の業務に、深刻なトラブルを引き起こしたりしないのである。ＰＤは法について司法審査を求めることはなく、訴訟では手続と法の合憲性が審査されることはない。またＰＤによって裁判官は個人的に攻撃されることもない。警察はその活動の適法性に関する司法審査から免れることとなる。したがって、社会にあって有色人種に対する差別的な行いが批判されないであろう。…検察官は、被疑者・被告人の有罪を事務的に扱い、手続の過程では敵意を弁護側に示すこともなく、…裁判官、陪審員に厳罰を求めたりすることもなく、最小限の負担で適切に被疑者・被告人を拘禁施設に送るために裁判所に訴訟を提起するのである」(262)。

スドノウはこのように日常の司法過程における有罪答弁のあり方を鋭く分析し、その中でのＰＤの役割、行動類型を説得的に説明した。

スドノウの研究は方法論的に誤っている部分があるとして反駁したのが、スコールニックであった（1967年）(263)。スコールニックは調査の結果、場合によっては個人弁護士の方が、検察官と親密になり「取引」を行うことを指摘する(264)。また、スドノウがＰＤは「裁判所における有罪判決を行っている日常の業務に、深刻なトラブルを引き起こしたりしないのである」と主張したのに対し、いくつかの事例ではむしろ逆のことがあるとスコールニックは主張した。すなわち、すべてのＰＤが検察官と「チーム」として活動しているわけではなく、同一人物がときには「協力」的となり、ときには「敵対」的となる、したがって、スドノウの考え方は真実でもあるが、必ずしも一般的に当てはまるものではないことが指摘された(265)。

またスコールニックは、ＰＤが無造作に依頼者に接触することからＰＤと個人的に活動する弁護士の比較は困難であるとしつつも、依頼者の特性の違い

に注目し、その相違がスドノウなどによるＰＤの批判を招いていると指摘した(266)。つまり、依頼者の社会経済的な階級の相違が注目されたのである。例えば、保釈を望むことができない貧困者がＰＤの依頼者となる結果、有罪答弁の方向にＰＤの弁護方針が向かうことになり、またＰＤにとって事件を準備することが難しくなる。そのためＰＤは、一般には比較的貧困であり自己の弁護を準備できない階級の被疑者・被告人を弁護することとなる(267)。

さらにスコールニックは、ＰＤと依頼者との関係が個人的に活動する弁護士と依頼者との関係と異なることを指摘する。その相違とは、ＰＤが依頼者を選択できないことである。ＰＤは自分とは意見の合わない依頼者を切り捨てるわけにはいかないから、制度的な構造上、ＰＤは依頼者をコントロールすることは難しく、相互の信頼関係を確立することは難しいであろうと、スコールニックは指摘するのである(268)。その結果、次のように分析する。ＰＤの依頼者と個人弁護士の依頼者との間には、経済的階級に相違がある。したがってＰＤの依頼者は貧困のために自己の防御ができず、憲法の知識もなく、保釈もゆるされない。またＰＤの依頼者は、弁護人を選択することもできない。したがって、事件の最初からＰＤの依頼者はＰＤに批判的、敵対的になる(269)。以上のように分析された結果、スコールニックは次のように結論づけた。

「ＰＤの批判は、ＰＤによって提供される弁護の質を過小評価する傾向にあった。その理由は、１つは、彼ら（スドノウ等）がＰＤの依頼者と個人的に活動する弁護士の依頼者との社会経済的階級の相違を説明できなかったこと、１つは、彼らがＰＤオフィスにおける個人間の相違を区別することを怠ったことによる」(270)。

スコールニックは、従来の研究では個人弁護士の間の区別がなされていないことも指摘する。特に、最も有能な個人弁護士とＰＤとの比較が行われてきたことが指摘された(271)。

スコールニックの指摘にも関わらず、その後も多くの研究者がＰＤの独立性に懐疑的な見解を抱いている。刑事法廷を「外部者の病理学的不信用」をもつ

閉ざされた社会ととらえ、様々な観察を通じて、アメリカ刑事司法制度の理念と伝統的思考を検証したブランバークは、「刑事司法制度は『経済的』に動かされ、有罪答弁を引き起こすことを意図された戦略と詭弁から構成されている」[272]と論じ、刑事司法制度の官僚的圧力を強調した。そして「弁護人は、個人弁護士であれ、法律扶助の弁護士であれ、ＰＤであれ、検察に対して事務所秘書や『腹心』の助手を通じ、また裁判官に対して忠実な関係を保ちつつ、裁判所との緊密かつ継続的関係を持つことになる」とする[273]。このように、協調性に向けられる圧力は、同じように個人弁護士に影響することが認識されていたが、公的弁護人はその業務を政府から負担しているために、裁判官と検察官の圧力や説得に影響を受けやすいと考えられたのである。そこで、ブランバークは「ＰＤ制度は、ギデオンとアーガーシンガーに従って、辺境の路地裏の『無責任な』参加者の多くを退けたのだが、ＰＤは被告発者およびその他の法律家と社会科学研究者から、依然、懐疑的に見られている」と述べている[274]。

その他にも、ＰＤは依頼者の利益を代弁する弁護人になることはないという疑問が散見される。例えば、オフィスが構造的に検察官制度に類似し、検察官と同じようにＰＤは「オフィスの日常事と規範に適合し、法廷ごとに専門化され、オフィスの階級組織のなかで上級裁判所に従い、上司の要求に従い昇進を期待するようになる」と表現された[275]。ナルドゥルイは圧力に加えて、協調関係が訴訟の結果に強制を加えていると主張する。疑いもなくほとんどのＰＤは、大半の個人弁護士よりも協調的である、とされるのである。なぜなら、個人弁護士とは異なりＰＤは永久的に法廷の一員であるため、ＰＤは、職場を裁判官および検察官と共有していることとなり、永続的な関係からそれぞれの役割認識が生み出されることになると主張される[276]。シルバーマンは、「不幸なことに多くのＰＤが、被疑者・被告人と同様に裁判所にも責任を感じている。意識的にせよ無意識的にせよ、できるだけ迅速に流れ作業にそって訴訟を動かすことが仕事であるという生産労働者のように、ＰＤは自分自身を見つめている」と論じている[277]。ワイスも、同じような視点から、同様の主張をしてい

る[278]。

社会学的分析に基づくもの以外にも、特にＰＤの選任方法の関係でもＰＤが疑問視されている[279]。例えばレービンは、「ＰＤの支配している願望は、裁判所で裁判官を満足させること」であると論じている[280]。この理由として、「裁判官委員会が直接ＰＤ長を任命し、郡政府にスタッフに関する予算勧告を行う」[281]ことが挙げられている。さらに、仕事に関して裁判官のコントロールのもとにないＰＤ制度の管轄ですら、非協力的なＰＤを取り除く司法的脅威によって不十分な弁護が生み出されていると主張された。そして、非協力的なＰＤはしばしば無罪を主張して陪審裁判を要求し、有罪に対して上訴することによって迅速な司法手続を停滞させる弁護人であると、主張された[282]。このような司法的脅威論は、選任方式、検察官・裁判官とのなれ合いの雰囲気を総括した、刑事司法制度に内在する問題を直接的に表現している。

一方、ＰＤ制度の実施される特定の法域の研究では、ＰＤ制度の有効性が逆に証明されているものもある[283]。公判ではむしろ個人弁護士の方が、事件を最大限の費用で取り扱うために裁判所に依存的であるとする評価も見受けられる[284]。デンバーのＰＤオフィスにおける観察・質問調査による研究では、依頼者の利益を犠牲にして協力関係を検察官と構築することは見られず、このことについて個人弁護士との相違は見られなかった、と報告された[285]。フィーリーの研究した法域では、ＰＤが流れ作業的に手続を推進するどころか、ＰＤは性急な依頼者をしばしば緩めなければならなかったことが報告されている[286]。

さらに最近では、検察官との協調関係がＰＤにとって最高の結果をもたらす「戦略」ととらえ、被疑者・被告人に利益をもたらす手段であると理解する試みもある[287]。今日のＰＤ制度研究では、スドノウおよびブランバークの見解は「少なくとも研究者の間では」支持されなくなっているとも指摘されている[288]。むしろＰＤ自身が自立した専門家であることを意識していることも明らかにされており、いくつかのＰＤオフィスは、強力な弁護を行う文化によっ

て性格づけられている(289)。

B　実証的比較研究　アメリカ合衆国においては、州あるいは郡毎に刑事弁護制度の形態が異なるため、どのような制度が有効な弁護を提供するのかに最も関心が寄せられてきた。そして、PD制度は今まで概観してきた議論からもわかるように、現実にはその他の刑事弁護制度の類型による弁護人あるいは私選弁護人よりも劣っているのかが、議論されたのである。そこで、裁判の結果や観察結果、裁判官あるいは被疑者・被告人による証言データから刑事弁護制度に関する比較研究が行われてきた。

a）　裁判結果による比較　分析の方法としては、（A）私選弁護人とPDの比較、（B）私選弁護人、国選弁護人を含めた個人で活動する弁護人とPDの比較、（C）PDと国選弁護（事件毎に弁護人が選任される）の弁護人の比較が考えられる。

（A）について、シルバースタイン（1965年）の研究は、私選弁護人の方がPDよりもよい裁判結果（判決、宣告において）を獲得したと報告された(290)。その他の初期の研究でも、シルバースタインの研究と同じ結果が報告された(291)。しかし、これらの研究は、単に結果だけを比較していたため、依頼者の種類を考慮していなかった。PDの依頼者は、比較的若く、貧困であり、マイノリティの者であり、かつ重罪で告発されている者が多かった(292)。これらの諸要素を考慮しつつ比較研究を行ったテイラーらの研究（1973）は、両者の裁判結果にほとんど差異は認められないと結論づけた(293)。その後、多くの調査研究が、PDと私選弁護人との間における裁判結果の相違は見られないという、テイラーらの研究結果と同じ結果を公表している(294)。また、従来のPD制度とは異なり、デュー・プロセス革命の要請に答えて改善されたPD制度におけるPDとの比較が必要であるとの問題意識のもとに行われた調査によっても、私選弁護人とPDにおける裁判結果に差異が見られないという報告がなされた(295)。

（B）について、私選弁護人および国選弁護人を含む個人として弁護活動を行う弁護人と政府によって雇われたPDとの比較検討も盛んに行われた。この

観点についても、ネーゲルの初期の研究（1973年）では個人的に活動する弁護人の方が、裁判結果（判決、宣告）においてよい結果をおさめていると指摘されていた(296)。しかし、その後1970年代以降の研究では、犯罪の重大性、被疑者・被告人の特性などの差異を考慮した調査が行われた結果、個人的に活動する弁護人とＰＤとの裁判結果については、特に宣告に関する調査ではほとんど相違がなかったと主張された(297)。

（Ｃ）については、合衆国において関心の高い比較研究であった。政府にとって、事件毎に弁護人を選任する国選弁護制度とＰＤ制度のどちらが有効な弁護を提供できるのか、刑事弁護制度を設立するときに問題となるからである。しかし、実証的研究によっても、単純な裁判結果から比較すると国選弁護制度の方がよいのか、あるいはＰＤ制度の方が有効な弁護を提供できるのか、見解が分かれていた。キッテル（1969－1970年）（有罪判決、宣告）、グリア（1971年）（打ち切り率、プロベーション）、コーエンら（1983年）（有罪判決）、マッコンビルとミルスキー（1986年）（無罪率）の各調査では、ＰＤ制度（あるいは法律扶助協会によるＤＦ制度）の方が有効な弁護を提供していると結論づけられた(298)。両者の間に、具体的な裁判結果においては差異がないとする研究は、ベンジャミンとペデルスキーの研究（1969年）（打ち切り）、シルバースタインの研究（1965年）（打ち切り、プロベーション）がある(299)。国選弁護人の方が優秀であるとする研究には、サマースの研究（1969年）（打ち切り、プロベーション）等がある(300)。このように、国選弁護人の方が優秀なのか、あるいはＰＤの方が優秀なのかについて、その答えは実証的研究によって明らかではない。さらに、ＰＤあるいは国選弁護人に固有の依頼者の特性、告発される犯罪の性質等を考慮した比較研究によっても、ほとんど裁判結果に差異は見られない状況にあった。テーラーらの研究（1972年）、ヘルマンらの研究（1977年）、クラークとコッホらの研究（1980年）、ホールデンとバーキンの研究（1985年）は、両者の間の裁判結果（判決、宣告）について差異が見られないと報告している(301)。

アメリカ合衆国ではＰＤ制度あるいは国選弁護制度を採用している郡、州が圧倒的に多い。この他、契約弁護制度を採用している郡が存在する。契約弁護制度と国選弁護制度との比較研究も、採用された制度の類型の相違に対して裁判結果にほとんど相違はないと主張している(302)。

このように実証的な比較研究は、ＰＤよりも個人的に活動する弁護人の方が有能であるという結論を、訴訟結果や裁判観察を通した比較研究からは導き出すことができなかった。これらの研究によって、ＰＤの独立性、特に当事者性の欠如の是非、有効な弁護を実現しているかどうかを判断することは難しい。フィーニーらの論稿によれば、これらの研究の結果、明確な活動の違いは見られなかったと結論づけられている(303)。

ｂ）　裁判官・被疑者・被告人から見たＰＤ観　裁判結果による比較研究の他に被疑者・被告人がＰＤから受けた弁護について満足しているかどうか、あるいはＰＤをどのように捉えているのか、という観点から積極的な研究が行われた。ここで明らかにされたことは、ＰＤが依頼者の間では不人気である、ということである(304)。例えば、ロサンゼルスのインタビューでは、被疑者・被告人はＰＤを「嫌な検察官」と表現した(305)。さらに、「ほとんどの被疑者・被告人がＰＤを彼らの代弁者 (Advocate) とは見做していないことは驚くべきことでもない」「私と話した被疑者・被告人は、彼らの法律家（ＰＤ）を、法制度を代表して説得するものととらえている」(306) と報告されている。具体的なインタビュー調査結果からも、依頼者はＰＤよりも私選弁護人や国選弁護人の方によい印象を抱いていることが明らかにされている(307)。また、依頼者がＰＤよりも私選弁護人の方によい印象を抱いているとする研究(308)、依頼者がＰＤ・国選弁護人よりも私選弁護人の方によい印象を抱いているとする研究もある(309)。しかしこれらの研究において、ＰＤが有効な弁護を提供していないことが依頼者の不満の理由ではないことも主張されている。むしろ、特にＰＤに対して依頼者に消極的な印象を与えている理由としては、①ＰＤに対する固定観念が影響していること(310)、②ＰＤは依頼者が自分で選択した弁護人ではないこと、

③ＰＤの依頼者は一般に貧困者であること、④ＰＤの依頼者は人種的なマイノリティーの者が多いこと、⑤ＰＤの依頼者は教育レベルが低いこと(311)、等が挙げられている。これらの点は、すでに検討したスコールニックが指摘するところでもある。

キャスパーは、なぜ依頼者がＰＤを信頼していないのかを、積極的に解明しようと試みている。初期の研究によれば依頼者がＰＤを嫌悪する原因を、キャスパーは次のように分析していた。①依頼者が弁護人を選択したのではなく、ＰＤが選任されてきたこと、②ＰＤは検察官を志望していることが多いこと、③ＰＤには給与が支払われているために、経済的なプレッシャーがなく依頼者を弁護する財政的な動機付けがないこと、信頼関係は依頼者と弁護人との金銭関係に基づくことが多いこと、④政府によって雇われているＰＤの地位、である(312)。その後の研究では、次のようにキャスパーはこの問題を分析している。

「個人的に活動する弁護士は依頼者と１対１で向きあって接触するために、多くの時間を費やすという事実は重要である。…個人で活動する弁護士がその依頼者から受ける評価よりも、ＰＤが依頼者から受ける評価が劣っているということは、たんにＰＤに対する一般的な依頼者の不信用および政府の被雇用者としての制度的な地位の結果だけではない。むしろ、ＰＤが費やす時間量と関連している。すなわち、ＰＤが依頼者と直接に接触する時間がもてるかどうかに関連しているのである」(313)。

そして、キャスパーは次のように結論づけた。すなわち、ＰＤが一般に忙しく、受け持つ事件が比較的複雑なものではなく、時間を効率的に処理しようとする傾向にある。ＰＤが依頼者の信頼を獲得するためには、依頼者一人に費やす時間量を十分にとることが重要である(314)。

ダーリンは「ＰＤの依頼者の特質により、個人弁護人と同じくらい有効であることをＰＤが明らかにすることを難しくしていることは明らかである」(315)と指摘している。このように、スコールニックと同じような指摘をして、さらにダーリンは、依頼者にＰＤが不人気である理由は、ＰＤの機能がよく認識さ

れていないことと関係していると指摘している。そしてＰＤ制度の機能をよく依頼者に理解させることが、ＰＤへの依頼者の態度を改善することを約束するとしている(316)。これは、キャスパーの指摘とも関連していることになる。なぜなら、依頼者との接触時間が少なければ、ＰＤはそれだけ依頼者との信頼関係を築くことは難しく、したがってＰＤは依頼者から理解されにくくなるからである。

このような指摘がある一方で、刑事司法制度の関係者がＰＤ制度を評価する論稿もある(317)。一般に、アメリカ合衆国の法曹関係者からは、ＰＤは良好な評価を受けているようである。例えば、シルバースタインは、裁判官と検察官の全国的調査において、「全体としてこれらの回答は、ＰＤが私選弁護人と同じくらい有能であり、より経験があることもしばしばであることを示している。しかし、ＰＤが十分に私選弁護人と比較されていない郡は比較的このようなことが言われていない」(318)と述べている。

このように概観すると、一般的にＰＤは依頼者から消極的な評価を受けている。その理由は、次のようにまとめることができる。①私選弁護人と同じように依頼者に選任されていないこと、②公的弁護を要求する依頼者の社会・経済的地位、③弁護権が十分に理解されていないこと、④ＰＤゆえの地位、である。しかし、消極的な評価は、必ずしも強力なものではないこと、ＰＤ制度ゆえに必然的に生じているわけではないこともわかる。特に、⑤ＰＤが十分に時間を依頼者のために費やすことができない問題が、依頼者の満足度に悪影響を与えていることをキャスパーが指摘しているように、そのような状況が作り出される現実の制度が問題である。その１つが、次に説明するＰＤ制度の公的財源不足という問題である。

(4)　パブリック・ディフェンダー制度の課題―財政不足問題―

ギデオン判決以降、ますます、州による刑事弁護制度への資金の提供が必要となったと同時に、できるだけ、効率よく刑事弁護制度を運用することが求め

られることとなった。その理由は、「犯罪への闘争 (war on crime)」によって弁護事件数が極端に増加したことと、薬物犯罪が増加したことが最も大きな理由である(319)。そこで各州は、現実には、コストの安く済む方法を探すことによって、刑事弁護制度を運営することとなる。それが、刑事弁護制度の種類を決定する重要な要因ともなっている。コストを切り詰めると同時に、事件数が多くなるために、第１章で検討したように、ＰＤ制度の場合には、あまりＰＤが雇用されず、ＰＤは事件を過度に負担させられる事態が生じてくる。そのため、ＰＤは個々の事件に十分に対応できない状態となり、依頼者から不満が生じる。第１章で検討したように、時間給を安くしたり、フィー・キャップ制度を導入したりして、国選弁護費用を切り詰めたり(320)、政府はＰＤ制度や契約弁護制度へあまり資金を提供しないことによって(321)、整備されない刑事弁護制度はそのままにされ、その合憲性が司法審査されることとなる。これは、以上のような合衆国の刑事弁護制度に関する状況を表している(322)。

そのため、実際には、事件負担を制限させる基準が設定されるなどして、各ＰＤ制度にその基準を遵守させることが促されている。具体的には、各州は、1980年代には刑事弁護制度の改革を促し、州は統一基準を設定し、各郡がそれに従うことを財政的にコントロールするメカニズムが、近年、発展した(323)。

ところで、以上のような財政不足の問題は、実際のＰＤ制度におけるシステムにも現れている。すなわち現在のＰＤ制度では、訴訟の増加による負担超過によって、ベルトコンベアー式に各々の段階で専門のＰＤが１人の被疑者・被告人につく、いわゆるゾーン・ディフェンス・システム (zone defense system) が、批判された(324)。「流れ作業手続」とも表現されるゾーン・ディフェンス・システムを採用することにより、被疑者・被告人は予備審問段階、公判段階、上訴段階に各々のＰＤを持つことになる。そのため、事件は機械的に扱われ、スドノウが批判するように個人的な事情が無視され、したがって依頼者との信頼関係が失われる。そして、依頼者の信頼関係の欠如によるＰＤの不人気にも繋がることになる。その結果、最終的には、有効な弁護の機会が奪われる

と批判される(325)。

歴史的には、人口の急増と1960年代の判例展開にＰＤ制度が対応できないため、限られたＰＤを最大限に利用するために、ゾーン・ディフェンス・システムが積極的に導入された。1979年の研究によれば、シカゴの重罪事件の47％が、このような弁護体制による弁護を受けていると報告された(326)。また、ゾーン・ディフェンス・システムは歴史的に由来しているともいう。例えば、かつては、市と郡の刑事裁判制度は分割された財政によって運営され、仕事も分割されていた。しかし、オフィスが合併したり、あるいは裁判制度それ自身が統一されたりすると、オフィスのもともとの構造が新しい組織のなかで永続したままであれば、各々のＰＤは従来の管轄を受け持つままとなる。したがって、各々の段階ごとにＰＤが存在することになるという(327)。

ＰＤが被疑者・被告人を代理する形式としては、主にゾーン型の他に継続型および両者の修正型の３種類を想定することができる。1970年代に行われたワイスらの９都市の調査によれば、ゾーン型は依頼者とＰＤとの信頼関係が妨げられていると批判されていた(328)。ただし、ゾーン型が一概に批判されているわけでもない。なぜなら、各々の段階における専門家としての弁護人が依頼者を代理するという長所も存在するからである(329)。継続型では、事件が最後に終結するまで、ＰＤは被疑者・被告人を弁護する。ワイスは、少なくともこの方法が被疑者・被告人とＰＤとの信頼関係を促進することになるが、継続型ではＰＤの事件負担量が、比較的、少ないことにも注意すべきであると指摘している(330)。このように、事件負担量の少ない地域では継続型が可能ではあったが、事件負担量が多い地区では、そのような体制が整えられない現実が合衆国には存在していた。修正型ではゾーン・ディフェンス形式に類似しているが、主要犯罪によって、重罪かつ重い刑期、軽罪も異常なほど世間の認知を受けたものや、困難な法律問題がある場合には全手続を通して１人のＰＤが選任されるという制度が採用されている。ワイスは、修正型は流れ作業形式よりは優れ、実行可能性のある妥協点であると主張している(331)。

ＰＤ制度は、すでに検討したように、従来から国選弁護制度よりも経済的であると主張されてきた。この点が合衆国においてＰＤ制度が発展してきた原因の１つであることは否めないであろう。しかし、そのようなＰＤ制度であっても、十分な国家資金の投入がなければ、以上のようなひずみが生じ、批判されることとなる。そうだとすれば、ＰＤ制度の批判は、むしろ、以上のような刑事弁護制度の財政上の整備が行き届いていないことに専ら起因していると評価することもできる。例えばＰＤの不人気といったＰＤ制度への批判は、キャスパーの指摘によれば、ＰＤ個人だけにあるわけではなく、合衆国の刑事司法制度全体のなかで、十分な資金を提供して刑事弁護制度を整備しない政府に対する批判でもあることになる。

ＰＤの独立性の問題は、合衆国においても依然として主張されている。しかし、ＰＤの独立性に関する議論は甲論乙駁の状態にある。当事者性の欠如が実証されているわけではない。一方、この問題にも、ＰＤ制度が財政的に整備されていないことが影響している。ＰＤの独立性の欠如には、被疑者・被告人を省みず、事務処理的に事件を扱うという当事者性の欠如が最も批判されてきた。しかし、この状況は、まさに財政的な不整備が原因による多忙なＰＤによって作り出されているからでもある。

具体的なＰＤ制度に対する批判は、ＰＤとしての地位から生じる場合よりも、むしろＰＤ制度が整備されているかいないかに、大きな原因がある。このような現状を鑑みると、ＰＤ制度を我々が検討する場合には、特にＰＤ制度の構造について慎重な考慮を必要とすることは明らかであるが、さらにＰＤ制度における財政上の不整備の問題も検討の対象に据えて、合わせてＰＤ制度を考察することが必要である。特に、ＰＤ制度に対する批判は、財政上の義務を十分に尽くしていない、政府に対する批判でもあることが考慮されなければならない。

（注）

(191) 連邦最高裁における弁護人の援助を受ける権利に関する判例の動向については、第１章第１節１を参照されたい。

(192) Samuel Rubin, *The Public Defender an Aid to Criminal Justice,* 18 J. CRIM. L. & CRIMINOROGY 346, 353-354 (1924).

(193) Samuel Rubin, *Criminal Justice and the Poor,* 22 J. CRIM. L. & CRIMINOROGY 705, 715 (1932); Aumann, *supra* note 128, at 393; Mishkin, *supra* note 27, at 495; Hersch, *supra* note 127, at 143.

(194) Newman F. Baker, *The Public Defender's Work in Cook County,* 25 J. CRIM. L. & CRIMINOROGY 6, 8 (1936); Aumann, *Id.* at 398; Mishkin, *Id.* at 495.

(195) SMITH, *supra* note 3, at 115.

(196) スミスによれば、1896年に12州で公的な弁護の法案が提出され、1900年代には各法律扶助協会や著書において公的弁護の問題が取り扱われたという。*Id.* at 116.

(197) Robert Ferrari, *The Public Defender: The Complement of the District Attorney,* 2 J. CRIM. L. & CRIMINOLOGY 703, 705 (1911).

(198) *Id.* at 714.

(199) 20世紀初頭のＰＤ制度提唱者は、明らかに検察官制度の対抗する制度としてＰＤ制度に注目した。*See, e.g.,* Maurice Parmelee, *Public Defense in Criminal Trials,* 1 J. CRIM. L. & CRIMINOLOGY 735, 737-738 (1910); *On the Public Defender-A Symposium,* 6 J. CRIM. L. & CRIMINOLOGY 370, 380-381 (1915).

(200) Baker, *supra* note 194, at 8.

(201) Parmelee, *supra* note 199, at 738.

(202) パルメリーは①法の下の平等、②法律家の質を高くする、③プロベーション・オフィサーよりも有効な仕事を行うこととなる、④被疑者・被告人のための証拠を収集する、⑤有罪答弁を少なくさせ、誤判を減少させる、⑥公平な裁判を実現させる、⑦検察官からの有罪答弁への圧力を解消させる、等を主張する。またパルメリーは、ＰＤ制度の創設は個人弁護士による弁護活動を消滅させるものではなく、被疑者・被告人は個人弁護人を選任することを保障されるとも主張している。*Id.* at 739-742.

(203) Comment & Case Notes, *State Defense-What State Defense in Criminal Procedure Presupposed*, 11 U. CHI. L. REV. 444, 444-445 (1944)(Eric F. Schweinburg).

(204) Walton J. Wood, *Necessity for Public Defender Established by Statistics*, 7 J. CRIM. L. & CRIMINOLOGY 230, 231 (1916).

(205) Goldberg & Hartman, *supra* note 139, at 77; Aumann, *supra* note 128, at 398; Mishkin, *supra* note 27, at 491-494.

(206) Donald Freeman, *Public Defender System*, 32 J. AM. JUD. SOC'Y 74, 75 (1948).

(207) Mishkin, *supra* note 27, at 495.

(208) BROWNELL, *supra* note 129, at 124-125; SILVERSTEIN, *supra* note 126, at 16.

(209) Freeman, *supra* note 206, at 76; Suzanne E. Mounts, *Public Defender Programs, Professional Responsibility, and Competent Representation*, 1982 WIS. L. REV. 473, 480.

(210) Mayer C. Goldman, *The Public Defender*, 12 A. B. A. J. 867, 868 (1926).

(211) Mounts, *supra* note 209, at 480.

(212) LISA J. MCINTYRE, THE PUBLIC DEFENDER: THE PRACTICE OF LAW IN THE SHADOWS OF REPUTE 50 (1987).

(213) *Ibid.*

(214) Baker, *supra* note 194, at 5-8.

(215) Goldman, *supra* note 210, at 868. 各々のＰＤ等の発言から、経済的に正当化されるべきであるとする主張はとくに、①Mayer C. Goldman, *Economics Effected by Public Defender Plan*, 23 J. AM. JUD. SOC'Y 63 (1939); ②Mayer C. Goldman, *Public Defenders*, 16 A. B. A. J. 70 (1930); ③Mayer C. Goldman, *Public Defenders for the Poor in Criminal Cases*, 26 VA. L. REV. 275 (1940) がある。ゴールドマンの具体的な主張は、次の通りである。①被告人の権利が守られる、②事件がより誠実に、有能に提出され、非良心的な、偽証の弁護が少なくなる、③被告人は、真に「法の下の平等」のもとに置かれる、④どのような事件でも、真実が容易に追求される、⑤裁判で負担を重くしたくない弁護士や報酬のない事件の弁護士が有罪答弁の方法をとることがなくなる、⑥刑事裁判と司法行政が促進される、⑦法曹団体と裁判所の評価が高くなる、⑧重すぎる刑の宣告

がさけられる、⑨費用が減少する。

(216) MCINTYRE, *supra* note 212, at 50.

(217) ROSCOE POUND, CRIMINAL JUSTICE IN AMERICA 193 (1930, N. Y.: Da Capo Press, 1972).

(218) *Id.* at 199.

(219) Freeman, *supra* note 206, at 75.

(220) Mayer C. Goldman, *Public Defender in Criminal Cases,* 205 THE ANNALS OF THE AMERICAN ACADEMY OF POLITICAL & SOCIAL SCIENCE 16, 22 (1939).

(221) Goldberg & Hartman, *supra* note 139, at 78.

(222) Edward J. Dimock, *The Public Defender: A Step Towards a Police State,* 42 A. B. A. J. 219 (1956).

(223) Herman I. Pollock, *The Voluntary Defender as Counsel for the Defense,* 32 J. AM. JUD. SOC'Y 174 (1949).

(224) ①Wm. Scott Stewart, *Public Defender System is Unsound in Principle,* 32 J. AM. JUD. SOC'Y 115 (1948); ②Wm. Scott Stewart, *Shall We Have a Public Defender?: Some of the Defects of the Public Defender System,* 27 MICH. ST. B. J. 19 (1948).

(225) Freeman, *Supra* note 206 のほかに、Donald Freeman, *Shall We Have a Public Defender?: The Public Defender System,* 27 MICH. ST. B. J. 13 (1948). がある。ここでは、前者を特に参照する。

(226) Donald Freeman, *supra* note 206, at 76.

(227) *Id.* at 77.

(228) *Ibid.*

(229) ① Stewart, *supra* note 224, at 115.

(230) *Ibid.*

(231) Pollock, *supra* note 223, at 174.

(232) *Id.* at 175.

(233) *Ibid.*

(234) *Id.* at 174.

(235) *Id.* at 176.

(236) Dimock, *Supra* note 222 のほかに、Edward J. Dimock, *No Public Defender*

System for New York State, 29 N. Y. ST. B. BULL. 300 (1957) がある。

(237) Dimock, *supra* note 236, at 307.

(238) Dimock, *supra* note 222, at 220.

(239) Dimock, *supra* note 236, at 303.

(240) Dimock, *supra* note 222, at 220.

(241) *Ibid.*

(242) *Ibid.*

(243) *Id.* at 219.

(244) Dimock, *supra* note 236, at 304.

(245) *Ibid.*

(246) *Id.* at 301.

(247) また、依頼者のＰＤに対する信頼性の欠如をもディモックは掲げていた。「ＰＤについて答えることのできるのは、彼に弁護された被疑者・被告人だけである…無罪を勝ち取った人は賞賛し、有罪となった人は（ＰＤに対して）低く評価している」。Dimock, *supra* note 222, at 221.

(248) Cornelius J. Harrington & Gerald W. Getty, *The Public Defender: A Progressive Step Towards Justice,* 42 A. B. A. J. 1139, 1139-1140 (1956). *See also,* Orison S. Marden, *A Public Defender System for New York State? Yes-with Some Qualifications,* 29 N. Y. ST. B. BULL. 289 (1957).

(249) Cuff, *supra* note 2, at 731.

(250) Leon T. David, *Institutional or Private Counsel: A Judge's View of the Public Defender System,* 45 MINN. L. REV. 753, 766 (1961).

(251) Mounts, *supra* note 209, at 480-481.

(252) MCINTYRE, *supra* note 212, at 51.

(253) *See* HERBERT L. PACKER, THE LIMITS OF THE CRIMINAL SANCTION (1968).

(254) Roger W. Benjamin & Theodore B. Pedeliski, *The Minnesota Public Defender System and the Criminal Law Process: A Comparative Study of Behavior at the Judicial District Level,* 4 LAW & SOC'Y REV. 279, 284-287 (1969).

(255) David Sudnow, *Normal Crime: Sociological Features of the Penal Code in a Public Defender Office,* 12 SOC. PROBS. 255 (1965).

(256) *Id.* at 256.

(257) *Id.* at 257-259.

(258) *Id.* at 260-261.

(259) *Id.* at 260.

(260) *Id.* at 265-266.

(261) *Id.* at 268-270.

(262) *Id.* at 273.

(263) Jerome H. *Skolnick, Social Control in the Adversary System,* 11 J. CONFLICT RESOLUTION 52 (1966).

(264) *Id.* at 62-63.

(265) *Id.* at 64.

(266) *Ibid.*

(267) *Id.* at 65. この点について他の研究者も、ある研究地域では実際に私選弁護人の依頼者は60%が文書偽造、強盗、窃盗などの財産犯であるのに対し、ＰＤの依頼者の90%が財産犯であることを指摘している。DAVID W. NEUBAUER, CRIMINAL JUSTICE IN MIDDLE AMERICA 158-159 (1974).

(268) Skolnick, *supra* note 263, at 65-67.

(269) *Id.* at 67.

(270) *Ibid.*

(271) *Id.* at 67-68.

(272) ABRAHAM S. BLUMBERG, CRIMINAL JUSTICE 4 (1967). 同じような構造的理論からＰＤの決められた行動形式を議論するものとして、*See* Dennis R. Eckart & Robert V. Stover, *Public Defenders and Routinized Criminal Defense Processes,* 51 JOURNAL OF URBAN LAW 665 (1974).

(273) Abraham S. Blumberg, *The Practice of Law as Confidence Game: Organizational Cooptation of a Profession,* 1 LAW & SOC'Y REV. 15, 20 (1967).

(274) ABRAHAM S. BLUMBERG, CRIMINAL JUSTICE: ISSUES AND IRONIES 234 (2nd ed., 1979).

(275) ROBERT R. PIECZENIK, THE CRIMINAL COURT, HOW IT WORKS 52 (1978).

(276) PETER F. NARDULLI, THE COURTROOM ELITE: AN ORGANIZATIONAL PERSPECTIVE ON CRIMINAL JUSTICE 140-141 (1978).

(277) CHALES E. SILVERMAN, CRIMINAL VIOLENCE, CRIMINAL JUSTICE 305 (1978).

(278) Paul B. Wice, *The Defense Counsel,* MCDONALD (ED.), *supra* note 10, at 4.

(279) JAMES EISENSTEIN & HERBERT JACOBS, FELONY JUSTICE: AN ORGANIZATIONAL ANALYSIS OF CRIMINAL COURTS 49 (1977).

(280) MARTIN A. LEVIN, URBAN POLITICS AND THE CRIMINAL COURTS 79 (1977).

(281) *Id.* at 292 n.

(282) GERALD D. ROBIN, INTRODUCTION TO THE CRIMINAL JUSTICE SYSTEM: PRINCIPLES, PROCEDURE, PRACTICE 232 (1980).

(283) Comment, *Client Service in a Defender Organization: The Philadelphia Experience,* 117 U. PA. L. REV. 448 (1969); Note, *Representation of Indigents in California-A Field Study of the Public Defender and Assigned Counsel Systems,* 13 STAN. L. REV. 553 (1961).

(284) NARDULLI, *supra* note 276, at 141-142.

(285) Note, *Comparison of Public Defender's and Private Attorney's Relationships with the Prosecution in the City of Denver,* 50 DEN. L. J. 101, 134-135 (1973) (Jackson B. Battle).

(286) MALCOM M. FEELEY, THE PROCESS IS THE PUNISHMENT: HANDLING CASES IN A LOWER CRIMINAL COURT 222 (1979).

(287) Michael J. Lichtenstein, *Public Defenders: Dimensions of Cooperation,* 9 JUST. SYS. J. 102 (1984).

(288) MCINTYRE, *supra* note 212, at 47.

(289) MCINTYRE, *Id.;* Brenda H. Bohne, *The Public Defender as Policy Maker,* 62 JUDICATURE 176 (1978). ボーンは、ＰＤオフィスが積極的に被疑者・被告人の権利保護のために訴訟を提起していることを報告している。弁護を行う哲学について、「仲間意識、情熱の共有、そして特別な献身的専門家集団に帰属しているという意識」がＰＤの動機と存在意義の自覚をもたらすと指摘するものとして、ルイス・ナタリ（後藤昭訳）「ネットワーク世界の刑事司法③・公設弁護人を支えるもの・アメリカの経験」季刊刑事弁護１号（1995）188頁以下、個人的な英雄主義によりＰＤが有効な弁護を提供すると指摘するものとして、*See* Charles J. Ogletree, *Beyond Justifications: Seeking Motivations to Sustain Public Defenders,* 106 HARV. L. REV. 1239 (1993).

(290) SILVERSTEIN, *supra* note 126, at 53-55.

(291) Norman G. Kittel, *Defense of the Poor: A Study in Public Parsimony and Private Poverty,* 45 IND. L. J. 90, 101 (1969-70); Stuart S. Nagel, *Effects of Alternative Types of Counsel on Criminal Procedure Treatment,* 48 IND. L. J. 404, 407 (1973); Constantine M. Vasiliadis, *Allegheny Counsy Public Defender Office: A Study,* 32 U. PITT. L. REV. 533, 547, 549 (1971). ＰＤの受け持つ依頼者の特性、事件の性質などを考慮しても、私選弁護人の方が有効な弁護を行っていたとするものに、 Laura C. Banfield & C. David Anderson, *Continuances in the Cook County Criminal Courts,* 35 U. CHI. L. REV. 259, 304-308 (1968).

(292) Floyd Feeney & Patrick G. Jackson, *Public Defenders, Assigned Counsel, Retained Counsel: Does the Type of Criminal Defense Counsel Matter?,* 22 RUTGERS L. J. 361, 366 (1991).

(293) ①Jean G. Taylor, Thomas P. Stanley, Barbara J. deFlorio, & Lynne N. Seekamp, *An Analysis of Defense Counsel in the Processing of Felony Defendants in Denver, Colorado,* 50 DEN. L. J. 9, 41-43 (1972). ただし、宣告については若干私選弁護人の方が結果がよかったと報告されている。 *See* ②Jean G. Taylor, Thomas P. Stanley, Barbara J. deFlorio, & Lynne N. Seekamp, *An Analysis of Defense Counsel in the Processing of Felony Defendants in San Diego, California,* 49 DEN. L. J. 233, 275 (1973).

(294) Joyce S. Sterling, *Retained Counsel versus the Public Defender: the Impact of Type of Counsel on Charge Bargaining,* in MCDONALD (ED.), *supra* note 10, at 161-164; Stevens H. Clarke&Gary G. Koch, *Juvenile Court: Therapy or Criminal Control, and Do Lawyers Make a Difference?,* 14 LAW & SOC'Y REV. 263, 296-301 (1980); Eisenstein & Jacob, *supra note* 279, at 206, 216, 285. 有罪答弁の結果について両者の間に差異はないと報告する研究として、 Albert W. Alshuler, *The Defense Attorney's Role in Plea Bargaining,* 84 YALE L. J. 1179, 1206-1255 (1975).

(295) Larry Berkson & Olin Shinholser, *Public Defenders, How Adequate is the Defense?,* 49 FLA. B. J. 298, 301 (1975).

(296) Nagel, *supra* note 291, at 416, 419-420. また告発を取り下げさせる率が比較され、差異が見られないと報告しているものとして、 *See* Karen G. Rebrovich, *Factors Affecting the Plea-bargaining Process in Erie County: Some Tentative*

Findings, 26 BUFFALO L. REV. 693, 705-707 (1977).

(297) Rovert V. Stover & Dennis R. Eckart, *Systematic Comparison of Public Defenders and Private Attorneys*, 3 AM. J. CRIM. L. 265, 297 (1975); Marlene W. Lehtinen & Gerald W. Smith, *The Effectiveness of Public Defenders and Private Attorneys: A Comparison*, 32 NLADA BRIEFCASE 12, 19 (1974). 単なる結果の比較から、結果は事件の種類によるとするものに、 *See* NEUBAUER, *supra* note 267, at 204-207.

(298) Kittel, *supra* note 291, at 101; Note, *Analysis and Comparison of the Assigned Counsel and Public Defender Systems*, 49 N. C. L. REV. 705, 714 (1971) (Richard L. Grier); Larry J. Cohen, Patricia P. Semple, and Robert E. Crew, Jr., *Assigned Counsel Versus Public Defender System in Virginia: A Comparison of Relative Benefits*, in MCDONALD (ED.), *supra* note 10, at 140-144, 147; Michael McConville & Chester L. Mirsky, *Criminal Defense of the Poor in New York City*, 15 N. Y. U. REV. L. & SOC. CHANGE 581, 832 n 1096, 833 (1986-87).

(299) SILVERSTEIN, *supra* note 126, at 53-60; Benjamin & Pedeliski, *supra* note 254, at 287-293.

(300) Marvin R. Summers, *Defending the Poor: The Assigned Counsel System in Milwaukee County*, 1969 WIS. L. REV. 525, 536; Aidan R. Vining, *Need for a Public Defender in Ontario*, 20 CRIM. L. Q. 468, 473 (1978).

(301) Clarke & Koch, *supra* note 294, at 301; R. HERMANN, E. SINGLE, & J. BOSTON, COUNSEL FOR THE POOR: CRIMINAL DEFENSE IN URBAN AMERICA 155 (1977); ② Taylor et al., *supra* note 293, at 270-275.

(302) Pauline Houldin & Steven Balkin, *Quality and Cost Comparisons of Private Bar Indigent Defense Systems: Contract vs. Ordered Assigned Counsel*, 76 J. CRIM. L. & CRIMINOLOGY 176, 219-220 (1985). 2種類の国選弁護制度の比較研究については、 *See* Pauline Houldin & Steven Balkin, *Costs and Quality of Indigent Defense: Ad Hoc vs. Coordinated Assignment of the Private Bar within a Mixed System*, 10 JUST. SYS. J. 159 (1985).

(303) Feeney & Jackson, *supra* note 292, at 407. 同様の指摘として、 *See, e.g.*, Worden, *supra* note 172, at 406-410.

(304) Mounts, *supra* note 209, at 481-88.

(305) Paul B. Wice & Peter Suwak, *Current Realities of Public Defender Programs: A National Survey and Analysis,* 10 CRIM. L. BULL. 161, 176 (1974).

(306) SILBERMAN, *supra* note 277, at 305-306.

(307) *See, e.g.,* Geoffrey P. Alpert, *Inadequate Defense Counsel: An Empirical Analysis of Prisoner's Perceptions,* 7 Am. J. Crim. L. 1, 13-15 (1979); Geoffrey P. Alpert & Donald A. Hicks, *Prisoners' Attitudes Toward Components of the Legal and Judicial Systems,* 14 CRIMINOLOGY 461, 475-476 (1977); Geoffrey P. Alpert & C. Ronald Huff, *Defending the Accused: Counsel Effectiveness and Strategies,* MCDONALD (ED.), *supra note* 10, at 258-259.

(308) JONATHAN D. CASPER, CRIMINAL COURTS: THE DEFENDANT'S PERSPECTIVE 30-33 (1978).

(309) HERMANN ET AL., *supra* note 301, at 135-142, 157; Stewart O'brien, Steven Peterson, Michael Wright & Carl Hostica, *The Criminal Lawyer: The Defendant's Perspective,* 5 AM. J. CRIM. L. 283, 301 (1977). なお、ＰＤの方が、国選弁護人・私選弁護人よりも好印象を依頼者が抱いているとする研究もある。*See* Burton M. Atkins & Emily W. Boyle, *Prisoner Satisfaction with Defense Counsel,* 12 CRIM. L. BULL. 427, 438 (1976).

(310) O'brien et al., *Id.* at 309.

(311) Alpert & Hicks, *supra* note 307, at 476.

(312) JONATHAN D. CASPER, AMERICAN CRIMINAL JUSTICE: THE DEFENDANT'S PERSPECTIVE 109-110 (1972).

(313) CASPER, *supra* note 308, at 36.

(314) *Id.* at 38.

(315) Donald C. Dahlin, *Toward a Theory of the Public Defender's Place in the Legal System,* 19 S. D. L. REV. 87, 118 (1974).

(316) *Id.* at 119.

(317) David, *supra* note 250, at 769.

(318) SILVERSTEIN, *supra* note 126, at 46.

(319) Spangenberg & Beeman, *supra* note 174, at 31.

(320) *See* Arnold v. Kemp, 813 S. W. 2d 770 (Ark. 1991); State v. Lynch, 796 P.

2d 1150 (Okla. 1990).

(321) *See* State v. Peart, 621 So. 2d 780 (La. 1993); State v. Smith, 681 P. 2d 1374 (Ariz. 1984).

(322) Spangenberg & Beeman, *supra* note 174, at 48.

(323) *Ibid.*

(324) BARTOLLAS & JAEGER, *supra* note 169, at 384; ROBIN, *supra* note 282, at 237; GEORGE F. COLE, THE AMERICAN SYSTEM OF CRIMINAL JUSTICE 350 (1989).

(325) COLE, *Id.* at 350.

(326) Janet A. Gilboy & John R. Schmidt, *Replacing Lawyers: A Case Study of the Sequential Representation of Criminal Defendants,* 70 J. CRIM. L. & CRIMINOLOGY 1, 2 (1979).

(327) *Id.* at 7.

(328) WICE & SUWAK, *supra* note 305, at 172.

(329) *Ibid.*

(330) *Id.* at 173.

(331) *Ibid.* 1983年の調査によれば、対象のＰＤ制度の中で、63％が継続型、４％がゾーン型、33％が修正型であったという。 Singer & Lynch, *supra* note 155, at 113.